

東京社保協第47回総会 決定

活動総括、方針、活動日誌など



2016年度活動総括…………… 1～26

2017年度活動方針…………… 26～38

私たちの要求（2017年2月都知事あて要望書）……
…………… 39～40

手遅れ死亡事例・東京事例報告…………… 41～44

第46期活動日誌…………… 45～54

2017年3月30日 けんせつプラザ東京

ストップ安倍暴走政治！戦争法廃止・社会保障拡充の共同を広げ 地域・職場からの草の根運動で いのち・くらしを大切にする東京を！

東京社保協第47回総会

2016年度（第46期）活動の総括

「安全・安心の医療・介護を実現する大運動」、「子育て支援のため子ども医療費助成・子ども国保料軽減を求める」運動を地域から広げた1年間

はじめに

東京社保協は、第46回総会で決定された方針に基づき、①「憲法をいかし、安全・安心の医療・介護大運動」の前進、②生活保護基準切り下げ、年金引き下げの中止、③子育て支援のため、子ども医療費助成の拡充と子ども国保料軽減を求めて都議会に陳情、を柱に活動をすすめました。

あわせて、国民の負担増が増幅される中、社会保障の変質・解体、自己責任化を許さない運動の中心に「大運動」を位置づけ、「安倍政治ノー！」をかけた国民的な大闘争へと発展させることを議論、確認し運動をすすめました。

2016年秋から年末にかけて医療・介護の改悪法案を提出させない運動は、介護保険の福祉用具レンタル料原則自己負担化、受診時定額負担の導入等の改悪法案の提出を見送らされました。これは、国民の怒りの広がりと地域での運動の前進の成果です。実態と怒りの「見える化」が、悪法をストップさせる大きな力となることを改めて確認し、運動のすそ野を広げ、世論の構築をすることが何よりも重要です。

今総会は、第46期の活動総括・決算、第47期の運動方針・予算案の決定と東京社保協役員体制の確認、地域での運動の交流を行い、一年間の運動の意思統一を図る場となります。



1.私たちをとりまく情勢の特徴

(1)安倍暴走政治ストップに向けて市民と野党の共闘の広がり

2016年7月の参議院選挙では、32の1人区で、野党共闘が成立し11の選挙区で野党統一候補が勝利し、福島と沖縄では現職の大蔵が落選、東北では6県中5県で野党統一候補

が勝利しました。原発再稼働が争点になった新潟県知事選挙でも、市民と野党の統一候補が勝利しました。

原発再稼働、米軍基地建設、震災復興の遅れや農漁業破壊の TPP など、国民の要求と安倍政権の政策の矛盾と選挙の争点がより鮮明になった地域で統一候補が勝利したのが大きな特徴です。市民と野党の共闘は、糾余曲折がありながらも、新しい政治を切り開く可能性と展望を示しています。この新しい連帯と共に格差と貧困のは正や社会保障などの分野にも広がっています。



(2)明文改憲、辺野古新基地建設、オスプレイ配備強行など「戦争する国つくり」への動きをつよめる安倍政権

安倍政権は「新基地ノ一」「オスプレイ反対」の沖縄県民の民意が明確に示されたにもかかわらず、オスプレイパッドの建設、辺野古新基地建設を強行しようとしています。2016年12月13日のオスプレイの墜落事故から、わずか6日で飛行を再開、翁長知事は「県民不在」と抗議し、沖縄県民の怒りは大きく広がりました。。



第193通常国会は1月20日に召集され、6月18日までの150日間です。安倍首相は施政方針演説で、憲法改定案を示すために憲法審査会で議論をすすめること、市民の人権を脅かす「共謀罪」の創設などに意欲を表明しました。

共謀罪は、3度も廃案になった「組織犯罪処罰法改定案」を「テロ等準備罪」と名前を変えて2017年3月21日に閣議決定し国会に提出されました。「犯罪を行うことを相談、計画した」というだけで処罰をするという法律で、拡大解釈が可能な内容です。捜査当局による不当な盗聴、監視、取り締まりや冤罪が市民生活全体で引き起こされる危険がいつそう大きくなります。

自民党は、3月5日に党大会を開きました。安倍総裁（首相）は、「憲法改正の発議に向け、具体的な議論をリードしていく」と明文改憲への決意を示しました。この大会では総裁任期を「連続2期6年まで」から「連続3期9年まで」に延長することも決定され、安倍首相が続投すれば、2021年9月までの任期になります。

(3)格差の広がり、ワーキングプア（働く貧困層）の増加

国税庁の2015年度「民間給与実態統計調査」によると、1年を通して働いても年収が200万円以下の働く貧困層は1,130万人（全体の約24%）と、3年連続で1,100万人を超えるました。働く貧困層は4人に1人にのぼり、第2次安倍政権が発足した12年末以降、貧困層が急増しています。

とりわけ賃金水準が低い非正規雇用の増加が貧困層の増



加に拍車をかけています。年収 300 万円未満の働く人は、2015 年には正規雇用者 971 万人、非正規雇用者 1,754 万人で合計 2,725 万人に上ります。雇用労働者の 51.6%（正規雇用の 29.4%、非正規雇用の 88.6%、総務省「平成 27 年労働力調査・速報」）に達しています。この低賃金構造が、消費の低迷や少子化、人口減少の大きな要因になっています。

1) 最低賃金の引き上げ

最低賃金の 2016 年改定では東京は 25 円増の 932 円となりました。「2016 年 11 月毎月勤労統計調査速報」によると月内所定労働時間は全産業平均 145.7 時間で、フルタイムで働いても 1 か月 13 万 5792 円にすぎません。しかも、地域別にランク分けされた現行制度のもとで格差はひろがり、2016 年改訂では最高額 932 円、最低額 714 円と、218 円の差になっています。全労連が実施した「最低生計費試算調査」の結果は、全国どこでも単身者で月額 22~23 万円であり、現行の最低賃金では、到底生活できない状況です。

この状況を開拓する中心課題は、いうまでもなく賃金の底上げです。また、中小企業・小規模事業者に対する支援の強化、そして、地場産業・農林漁業の振興です。

2) 「働き方改革」でガイドラインー基本給の格差容認

政府は 2016 年 12 月 20 日、働き方改革実現会議の会合を開き、非正規労働者と正社員の待遇格差を是正するための「同一労働同一賃金ガイドライン（指針）案」を示しました。

指針案では、基本給は、職業経験・能力、業績・成果、勤続年数について正社員と非正規社員に一定の違いがあれば、支給額に差があつても容認されるとしています。ただし、昇給については、職業能力の向上に応じて同一の昇給を行うよう求めています。

通勤手当や出張旅費、食事手当の支給、慶弔休暇の付与については、同一の支給をしなければならないとしています。食堂や休憩室、更衣室についても、正社員と同じように利用させるよう求めています。

政府は 2017 年 2 月 14 日に「働き方改革実現会議」を開き、残業時間規制の上限を「年間 720 時間」などとする案を示しました。この案は「残業の限度を週 15 時間、月 45 時間、年間 360 時間と定めた大臣告示の 2 倍もの残業を許容するもので、断じて容認できません。残業時間の上限規制をめぐっては、繁忙期には、別途月 80~100 時間の残業を容認する上限を設けることも示しています。

安倍首相は「一億総活躍」なるスローガンを掲げて「最大のチャレンジは働き方改革」として「同一労働同一賃金」「長時間労働の是正」などの政策を唱えていますが、その本質は、労働政策を経済（グローバル大企業の利益）に従属させ、産業・企業の再編と一体で、雇用のさらなる流動化をはかるというものです。

厚労省「働き方の未来 2035 懇談会」の報告書（2016 年 8 月）にあるように、「時間や空間にしばられない自由な働き方への変化」を強調し、「働いた『時間』だけで報酬を決めるのではない、成果による評価が一段と重要になる。その結果、不必要的長時間労働はなくなり……」として、「自立的な働き方」とごまかしで労働者をバラバラにすること、集団的労使関係（労働組合）を否定し、労働者保護法制をなきものにすることを狙っています。

(6)医療・介護提供体制の再編「合理化」

1)「地域包括ケア」－施設から在宅へ

安倍政権は、高齢化の進展により年間死亡数が2030年代には160万人を超えるとして、現在約8割が病院となっている「見取りの場所」を在宅へとシフトしていくよう、地域包括ケアの構築を含む医療・介護提供体制の一体改革をすすめています。



2018年の次期医療計画に盛り込むことを義務付けた「地域医療構想」は、国の「ガイドライン」による全国推計で、2025年の必要病床数は、全国ベースでは115万～119万床とされ、いま約135万床ある一般・療養病床の大幅削減となり、必要な医師・看護師などの削減にもつながります。

また、厚労省は、2016年12月の社会保障審議会で、2018年3月に廃止予定の「療養病床」について、約14万床を廃止し「新たな介護施設」などに転換させる最終方針（経過期間は3年と6年の両論併記）をしめしました。「医療型」療養病床7万6千床は、中央社会保険医療協議会で検討するとしています。

一方、特別養護老人ホームの待機者は、52万4000人。そのうち要介護3以上は、34万5000人（2014年3月25日厚労省）おり、医療が必要な人であれば、さらに入所は、狭き門となります。そのため、中重度要介護者は、サービス付き高齢者住宅を含めた自宅での在宅療養を強いられることになります。

2) 軽度者切り捨て、専門職は中重度者に移行

政府は、急増する中重度の在宅療養患者の介護体制を確保するために、要介護2までの軽度を介護保険給付から切り捨て、ホームヘルパーなどの専門職は、中重度者にシフトしようとしています。2025年には、ヘルパーの仕事から「生活援助」もなくす計画で、ヘルパーには、身体介護の他、看護師・リハビリ職の不足を補うため、医療行為の一部やリハビリの補助をさらに積極的に担わせていく方向です。それだけでなく、看護師の不足を補うために、介護職が准看護師の資格を取りやすくするための検討も行われています。



3)自治体による総合支援事業の現状

要支援1・2への通所・訪問予防介護は全国一律の介護給付から外され、2017年3月末までに市町村の実施する地域支援事業「新総合事業」に移行されます。

東京では、2016年末時点で「総合事業」に移行した自治体は41自治体（66%）となっており、2017年4月から実施予定が21自治体となっています。

10自治体が現行通りで実施されていますが、残りの自治体では、介護の専門性・安全性を否定しかねない「緩和されたサービス」が導入されました。引き続き、現行サービスの確保を前提に「総合事業」改善の取り組みが重要です。

4) 都道府県と区市町村による国保運営にむけた動き

2018年度からの国保の運営主体に現行の区市町村に加えて都道府県が国保財政に責任を持つという制度変更（都道府県と区市町村の役割分担）は、国がすすめる医療費抑制化のベースになるものです。

都道府県が財政運営に責任を持つことから、東京都では2017年都議会第1回定例会に「国民健康保険運営協議会設置条例」が提出されました。

(7) 医療をビジネスとする「健康・医療戦略推進法」

2014年5月に「健康・医療戦略推進法」が成立しました。「国内における医薬品の市場規模は約9.5兆円、医療機器の市場規模は約2.6兆円となっており、その市場規模は緩やかに増加を続けている」と分析し、国民の健康増進ではなく、「医療の戦略産業化」「医療産業の競争力強化」が強調されています。



医療をビジネスとし、「不健康な人が増えた方が企業は儲かる」と、公的保険がカバーする部分を縮小し、市場に置き換えていこうという内容です。その代表例は、2015年から発売された「機能性表示食品」です。機能性を表示することができる食品は、これまで消費者庁長官が許可した「特定保健用食品」（トクホ）と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていました。しかし、この「機能性表示食品」は、事業者の責任において、安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。トクホの認可が下りなかつた商品が「機能性表示食品」として販売されている例もあります。

さらに、2017年1月からスタートしたセルフメディケーション（自主服薬）推進のため「スイッチOTC薬控除（所得税・住民税の医療費控除の特例）」が創設されました。この特例は、医療用医薬品から転用された売薬の一部に適用され、年間に一定額以上購入した場合に控除が受けられるものです。従来からの医療費控除は公的医療機関に受診することを前提としたものですが、この特例は公的医療機関に受診せずに売薬を購入することを前提としたもので、税制の面から医療機関を遠ざける狙いがあります。

(8) 年金・生活保護の改悪

財政制度審議会の社会保障改悪「工程表」により、医療・介護分野以外でも、次々に改悪計画が示されています。

年金では、年金積立金の運用比率を株式偏重に変更し、運用損失の責任を認めないまま、際限のない年金削減を押し付ける「年金カット法案」が、2016年の臨時国会で強行されました。年金の国庫負担の削減を図るものでもあり、社会保障抑制策の一環でもあります。さらに、所得が一定額を超えると一部支給停止、支給開始年齢（65歳）のさらなる引き上げ、年金課税強化などが狙われています。

生活保護では、就労努力不足を口実とした保護費の減額（2017年度末まで検討）、生活扶助・各種加算のさらなる引き下げなどが検討（2018年に法案提出予定）されています。

(9)マイナンバーカードの利用拡大を狙う

2015年9月にマイナンバー法改正法が施行前に改定され、健康診断、予防接種等の医療情報のひも付きが義務化されました。2016年1月から申請に基づいてマイナンバーカードの交付がはじまりましたが、情報漏えいやなりすましなどへの不安、利便性の実感がないなどカードの交付を受けた人は6～8%に留まっています。医療、資産、負債などの情報を蓄積して、日常行動が国家によって監視され、行動規制が起こってくることも予想されています。国家として、マイナンバーは、税や保険料だけではなく、常時監視、行動をすべて国家が把握することを狙っています。



行動規制が起こってくることも予想されています。国家として、マイナンバーは、税や保険料だけではなく、常時監視、行動をすべて国家が把握することを狙っています。

2.都政をめぐる情勢

(1)舛添都知事が辞任し、都知事選挙実施

数々の「政治とカネ」をめぐる疑惑で不信を突き付けられていた舛添要一氏が、不信任案の可決が予定されていた2016年6月15日の本会議直前、辞表を提出し、6月21日付で辞任しました。都民と世論に追い詰められた結果です。



都知事選挙が7月31日投開票で実施されました。都知事選挙でも4野党と生活者ネットの共同候補者の話し合いが持たれ、告示直前の7月12日に市民と野党の統一候補として鳥越俊太郎氏（日本共産党、民進党、生活の党、社民党、生活者ネット推薦）が立候補しました。参院選で始まった野党共闘の流れは、首都・東京で30数年ぶりの野党統一候補に実りました。

東京社保協では、「東京社保協としての東京都知事選挙への対応」を確認し、鳥越氏の推薦を7月19日に確認、「革新都政実現をめざす労働者連絡会」を通じて「革新都政をつくる会」に推薦決定を送ると同時に、加盟団体・地域社保協にも同文書を送付、可能な団体・地域での推薦を呼びかけ、11地域社保協、9加盟団体が推薦を決定しました。

選挙結果は、野党統一候補でジャーナリストの鳥越俊太郎氏（76）は健闘したものの、及びませんでした。当選は、前自民党衆院議員の小池百合子氏（64）。安倍政権与党の自民、公明が推薦した増田寛也氏（64）は次点でした。

【東京都知事選の主な候補者の得票数は、次の通り】

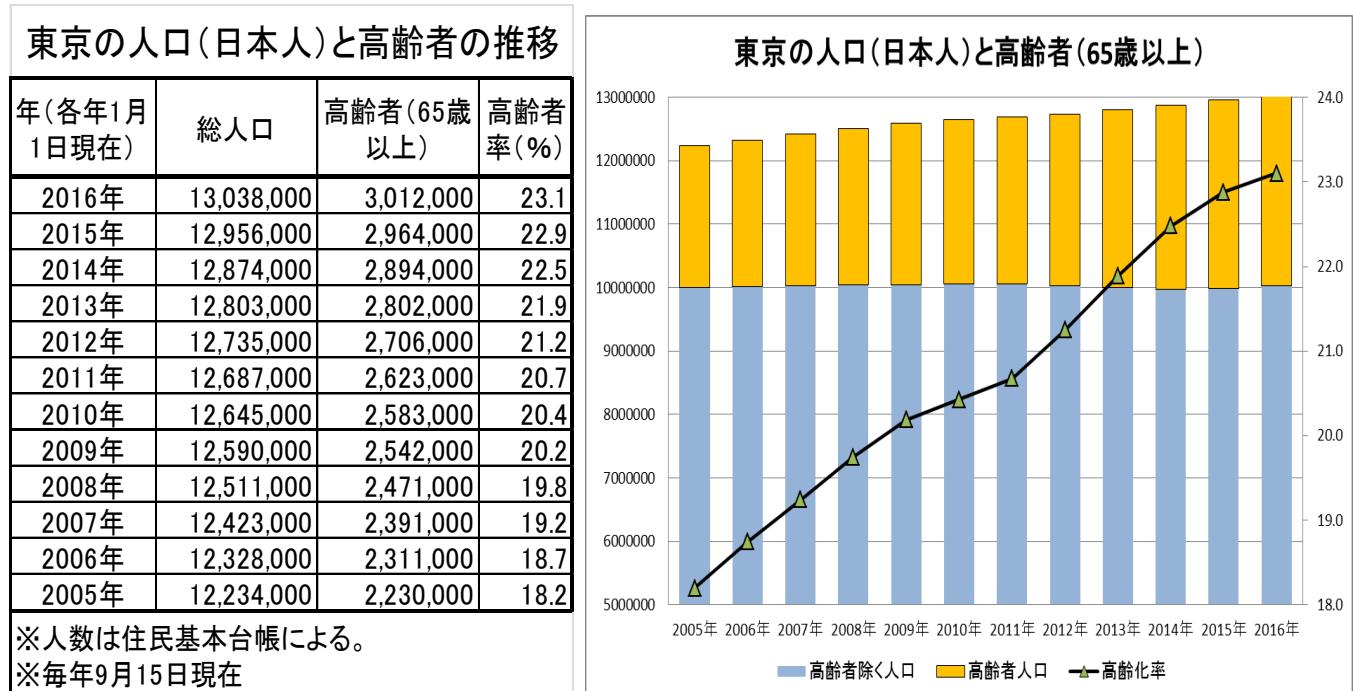
当 小池百合子 (64)	無新	2,912,628 票
増田 寛也 (64)	無新（自民、公明、こころ推薦）	1,793,453 票
鳥越俊太郎 (76)	無新（野党統一）	1,346,103 票

(2)高齢化がすすむ東京

東京都は毎年9月15日時点の日本人の高齢人口（65歳以上、万人単位）を発表しています。2016年9月15日現在、東京都の人口は約1303万8000人で毎年連続の人口増です。65歳以上の高齢人口は、東京都が公表している1958年以降増加し続け、2016年1月1日

現在で 297 万 8895 人、総人口比 22.97%ですが、9月 15 日では 23.1%となりました。この 12 年間（2005 年～2016 年）で約 78 万 2 千人増加しています。一方、生産人口（15 歳～64 歳）は 2005 年からの 12 年間で、約 7 万 3000 人減っています。区部では約 9 万人増え、市町村で 16 万人減少するなど都心部への一極集中がすすんでいます。

年代別に人口に占める割合でみると 65 歳以上 74 歳で 11.8%（約 154 万人）、75 歳以上で 11.3%（約 147 万人）になります。



(3)一世帯当たりの世帯員減少

2016 年の 23 区・26 市の世帯数は 691 万 4300 世帯（外国人のみ世帯を除いた世帯数）で、一世帯当たりの平均人数は 1.94 人です。一世帯当たりの世帯員が 2 人を切った 2012 年以降、毎年一世帯当たりの世帯員は減り続けています。23 区はさらに深刻で 2005 年世帯当たり 2 人を割り込んだのち一度も増えることなく 1.87 人です。

23 区で、一世帯 2 人以上の区は、練馬、足立、葛飾、江戸川の 4 区です。逆に新宿区 1.58 人、豊島区 1.63 人、中野区 1.64 人、渋谷区 1.65 人の 4 区は 1.7 人を割り込んでいます。市部は、平均は 2.12 人です。武蔵野 1.91 人、狛江 1.98 人、福生 1.96 人を除く 23 市で 2.0 人以上です。2012 年と比して、世帯人員の増えたのは、中央区、港区、文京区、中野区、板橋区、東大和市の 6 自治体です。



(4) 2017年度東京都予算案

小池都知事は、就任後初めて編成した 2017 年度予算案を 1 月 25 日に発表しました。予算規模は一般会計で 6 兆 9540 億円、全会計で 13 兆円を超えており、国家予算の 7.1%（一

般会計比) を占め、スウェーデンの国家予算 12 兆 4 千億円を上回る規模です。

投資的経費は、大規模都市開発、幹線・特定整備路線道路や空港・港湾などの大型インフラ事業が中心で、予算規模は 1 兆 736 億円です。東京の大都市改造計画プロジェクトでは、舛添「長期ビジョン」の 19 か所の計画だったものが 20 か所（池袋が追加）に拡大しています。石原都政以来の大規模開発は一層すすみ、東京一極集中を加速させています。

小池知事は「実行プラン」の 3 つのシティは 100% 予算化したと表明、待機児解消の 7 万人（2020 年度まで）解消をめざし、1 万 8 千人分計上、保育士の給与の増額、都立高校生に給付型奨学金の創設や私立高校生の授業料を実質無償化する特別奨学金の拡充などを打ち出しています。

一方で、生活保護法、老人福祉法、障害者福祉法など社会保障制度に基づく被扶助者へ直接支給される経費扶助費が 47 億円も削減され、構成比が 2.7% から 2.6% に下がっています。

特別養護老人ホームの待機者が 4 万人もいるにもかかわらず、特別養護老人ホーム整備費が 37 億円減額、老人保健施設整備 15 億 8 千万円減額する一方で、サ高住整備は 2 億円増額するなど、高齢者福祉への企業参入に道を開いています。

保育士等キャリアアップ補助は 142 億円増額していますが、株式会社や NPO 法人が設置する保育所の整備費も 15 億 8 千万円増額しています。これでは「公立園、認可園で安全・安心の保育を」の願いに応えられません。障害者施策では約 8 億円減額されました。

災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の耐震化助成は 11 億 5 千万円減額、医療人材確保対策では、医師・看護師、介護人材確保事業は同額か減額、国民健康保険での区市町村への補助は、95 億 300 万円減額です。民間社会福祉施設の耐震化助成費は、1 億 500 万円減、都営住宅の新規建設もありません。都民が求める福祉施策の拡充はすすめられていません。

(5) 築地市場の豊洲移転中止など抜本的検討を求める

鮮魚や野菜など生鮮食料品を扱う中央卸売市場は、何よりも食の安全、安心を確保することが求められます。東京都が築地市場を移転しようとしている豊洲新市場予定地は、東京ガス工場跡地で、発がん性物質のベンゼンや猛毒のシアン化合物、ヒ素などの有害物質が高濃度で検出されています。東京都は移転するにあたって「汚染土壌を取り除き、厚さ 4.5m の盛り土をし、地下水を管理するから安全」といつきましたが、日本環境学会などは当初から「汚染の調査も対策も不十分」と批判してきました。その盛り土すら行われていませんでした。そして、豊洲新市場の地下水には有害物質が高濃度に残っていることは、1 月に公表された第 9 回モニタリング調査結果で、201 の調査地点のうち 72 地点から環境基準を超えた有害物質が検出され、ベンゼンは最大で基準値の 79 倍、検出されてはいけないシアン化合物は 39 か所から出ており、土壤、地下水、空気汚染は広範囲です。これを受けて追加実施された再調査においても、環境基準を大幅に上回る汚染が確認されています。

東京都の土壤汚染対策は事実上の破たん状態にあります。東京都は、不十分だった豊洲新市場の土壤汚染を徹底的に調査し、安全性を調査・検証する責任があります。食の安全・安心が保障されなければ、市場としての機能は果たせません。

築地市場の補修・改修、業者への被害補償を急ぐとともに、築地市場の豊洲への移転を

中止し、都民参加で現在地での再整備を含めた検討をおこなうことが必要です。

(6)オスプレイ横田配備は延期でなく、中止に。

日米政府は、2015年、CV22オスプレイを東京・横田基地に配備する計画を発表しました。横田基地周辺の基地撤去運動をはじめ、オスプレイ反対東京連絡会など全規模で反対運動が広がるなか、2017年3月13日、米国防総省は配備を最長3年延期することを発表しました。整備要員の配置が間に合わないためと報じられています。日米合同演習でオスプレイがなし崩し的に日本全国各地を飛び回り、横田基地を同演習でのオスプレイ配備拠点として活用している最中での延期発表です。延期ではなく中止を迫っていくことが重要です。この配備は日本の防衛とも抑止力とも全く関係ありません。

このオスプレイを使用する部隊は、米国政府が必要と判断したら、合法・非合法を問わず、秘密裏に目的に潜入し、冷酷に要人の暗殺、拉致、破壊工作、捕虜の奪還などを実行する軍隊です。こんな危険なものを日本に持ち込み、私たちの頭上を訓練場にすることなど絶対に許せません。

(7)2020東京オリンピック・パラリンピック問題

2020東京オリンピック・パラリンピックは3年後に迫りました。しかし、この2020年大会は、新国立競技場をめぐる問題や経費の高騰、エンブレムの盗用、裏金疑惑などさまざまな問題が噴出し、昨年7月の都知事選挙でも、あり方や経費の問題が問われ、多くの都民から「これでいいのか」という問い合わせや疑問が寄せられました。開催都市を苦しめている最大の問題は規模と経費の肥大化です。

アテネ大会（2004年）では、経費が当初予算の10倍にふくれあがり、大会後、国の経済が危機に陥りました。コンパクトを標榜したロンドン大会（2012年）も5倍の2兆円規模にふくらみ、ソチ冬季大会（2014年）にいたっては5兆円を超えたといわれています。

2020年東京大会は、当初、1兆8678億円とされていた経費が、立候補ファイルに含まれていない2兆円近い外郭環状道路や3500億円もの都市計画道路特定整備路線（28路線）などの経費をあわせると、総経費は4兆円（試算）を上まわる規模に達しているのです。

商業化とメダル至上主義がオリンピックを歪めていることは明らかですが、オリンピックを歪めているものの一つが政治利用の問題です。国内の経済対策や国威発揚、政治的思惑などが、立候補の重要な要因になっていることは否定できません。安倍政権はオリンピックをアベノミクスの第4の矢に位置づけ、『1億総活躍』のスローガンのもとに国民をたばね、戦争する国づくりに突き進もうとしています。

3、2018年以降に狙われる負担増、給付削減

財務省と厚労省の閣僚折衝（2016年12月19日）では、医療と介護分野において、2018年度以降に実施する新たな負担増や給付削減の検討項目について以下の通りに合意し、財政審の「工程表」にもとづく改悪をひきつづき狙っています。

① 共通番号（マイナンバー）制度を活用して、預貯金など国民の金融資産を把握。保険料負担に反映させることを2018年度末までに検討。介護の補足給付の打ち切りの拡大。

- ② 500 床以上の大病院に導入した「紹介状なしの受診に対する定額負担」について、対象病院を拡大することを 2017 年末までに検討。また、「かかりつけ医」以外を受診した場合に 1 回数百円の定額負担を導入することを 2018 年度末までに検討。
- ③ 痛み止めや湿布薬など「市販類似薬」とされる薬剤の自己負担引き上げや保険給付外しを 2018 年度末までに検討。
- ④ 介護保険では、サービス抑制を狙って、通所介護などその他の給付を“適正化”するとして、2018 年度の報酬改定で給付を見直し、自己負担増や保険外しについて検討。
- ⑤ 要介護 1、2 の人に対する生活援助サービスや通所介護などを保険給付から外し、自治体の総合事業への移行について 2019 年度末までに結論を出す。
- ⑥ 要介護認定の減少、介護給付費削減の成果指標を活用した自治体に対して財政優遇（インセンティブ）を 2018 年 4 月から導入する。

4、「安全・安心の医療・介護の実現をめざす大運動」の取り組み

(1)「社会保障は国の責任です」請願署名に取り組みました

2014年9月から「安全・安心の医療・介護を実現する」大運動に取り組み、2016年度は、中央社保協作成の国会請願署名項目に加えて、「国保組合の育成・強化」の項目を加え、東京地評、東京土建との連名署名を、2015年12月に署名用紙15万枚、署名ハガキ付チラシ15万枚を作成し、加盟団体・地域社保協で組織内での集約、駅前や都営住宅などでの宣伝行動を取り組み、58,955筆を集約しました。

(2)「子育て支援のため、子ども医療費助成拡充、子ども国保料（税）の軽減を求める」陳情署名に取り組みました

全国知事会が第 85 回社会保障審議会医療保険部会に提出した緊急要請によると子育て支援の観点から①子どもに係る保険料の軽減、②地方の自主的な取り組みを阻害している地方単独事業に係る国庫負担金の減額措置（波及増抑制）の廃止を要請しています。

社保協では、これらの動きを活かすために、都議会宛て署名を少子化対策、子育て支援を前面に掲げ、陳情項目を、①国保の子どもの均等割軽減の制度を国に要望すると同時に国の制度ができるまで東京都として独自の助成制度の創設、②国保組合で子どもの保険料軽減を行った国保組合に対して助成を行う、③子ども医療費助成制度の対象年齢を 18 歳までに引き上げることと、国に対して「地方単独事業に係る国庫負担金の減額措置の廃止」を求めるこの 3 項目に絞った陳情としました。また、東京社保協単独ではなく、関係諸団体・組合と協議し連名での取り組みとし、加盟団体に共同での取り組みを呼びかけ、社保協、土建、地評、民医連、自治労連、福保労、医労連、東商連、保険医協会、東京の保健衛生医療を守る連絡会の 10 団体連名署名としました。

今回の署名は、「子育て支援」を前面に取り組んだこと、子どもにも国保料（税）が賦課されていることなどから共感の輪が広がり、社保協とつながりのなかつた団体からも署名の協力が得られました。署名は 41,507 筆集約しました。

陳情は 2016 年 9 月 26 日に都議会厚生委員会で審査されました。委員会には東京社保協、

東京保険医協会、東京土建、東京民医連から 13 人が傍聴しました。結果は、残念ながら共産党・和泉都議、畔上都議の 2 人だけの賛成で否決になりました。「経済的に不安定で低所得世帯が多い子育て世帯に対する国保料(税)の軽減は、収納率向上にも寄与する」「全国知事会も子ども保険料（均等割）の軽減の必要性を国に求めている、東京都知事も賛同している、子ども保険料軽減の必要性をどう考えるか」と社保協の主張と同様の質問を展開してくれましたが、東京都は「低所得世帯に対しては法定軽減制度がある、子ども保険料軽減については全国知事会を通じて国に要望している」の答弁に終始し、まともに質問に応えませんでした。

9月26日の厚生委員会にむけて、東京保険医協会と連携して、8月22日民進党都議団、共産党都議団、9月1日公明党都議団、かがやけ東京、9月7日都議会民進党、自民党都議へ要請をおこないました。今まで、会うこともできなかつた会派と懇談・要請することができた事は大きな前進です。

(3) 第191通常国会での取り組み

1) 中央社保協と共同での国会行動

国会期間中は第1、第3水曜日の定例国会前集会への参加、第3水曜日の院内集会に中央社保協と共同で取り組みました。

2) 「社会保障・社会福祉は国の責任で、憲法25条を守る 5.12 共同集会」

2016年5月12日、日比谷野外音楽堂で開催された「社会保障・社会福祉は国の責任で、憲法25条を守る 5.12 共同集会」には、全国から3,500人が集まり「守れ憲法25条」の声を上げ、国会請願デモを行いました。この集会は井上英夫・落合恵子・金子勝・香山リカ・堤未果さんなど12人のよびかけを受け、21団体で実行委員会を結成、「アピール」に全国から寄せられた107団体・個人の賛同を力に成功させました。



保育・介護の現場から、社会福祉法人の経営者・医師・生存権裁判元原告・障害者・年金受給者など 11 人の切実な訴えに共感の大きな拍手が寄せられ思いがひとつになりました。医師の立場から東京社保協会長の竹崎医師が医療現場の現状を訴えました。

5、「戦争法」廃案に向けた取り組み

2016年6月30日までに「戦争法廃止 2000万署名」が 1350 万筆を超えました。東京社保協は、東京地評・東京土建に呼びかけ、3者連名で、戦争法廃止 2000 万ハガキ署名付チラシ（52 円切手を貼ってもらう）を 20 万枚作成しました。このハガキ署名は東京自治労連や豊島区労協などでも活用され、全都に広がりました。

地域社保協では、街頭宣伝だけでなく、住宅へのポスティングも行い、地評からは各地域労連・労協に地域社保協と共同の宣伝計画を立てるように指示が出され、共同して宣伝行動が行われました。ハガキは1,240枚、3,377筆を集約しました。

6.国民健康保険の改善を求めて

(1)自治体アンケートの結果から見えるもの

都内62自治体（23区、26市13町村）を対象にした自治体アンケートは、2010年からはじめ、今回7回目となりました。国保行政全般について11月に全自治体に発送し、23区26市4町1村の54自治体から回答を得ました。（2017年3月8日現在）

1) 3世帯に1世帯は国民健康保険に加入

2016年6月の東京の国民健康保険加入世帯は、23区33.1%、26市32.9%（武蔵野市除く）で3世帯に1世帯が国保加入です。加入者数は、23区239万9786人、26市105万1788人（武蔵野市の人数は2015年度）、町村2万9378人（一部2015年度の人数含む）で合計約348万952人になります。人口比では23区25.9%、26市25.4%、町村34.5%で4人に1人が国保加入者です。

23区26市でみると、福生市31.8%が最も高く、次いで新宿区・豊島区31.2%が続き、台東区・武蔵村山市が30%台でこの5つの自治体は3人に1人が国保に加入していることになります。逆に千代田区は19.5%で5人に1人に留まっています。

子どもの国保加入は、約39万人で約9.7%になります。10%を超える自治体は6区9市9町村です。

2) 国民健康保険加入者の4割前後は「旧ただし書き所得」なし

国保料（税）では、「均等割のみ」の世帯は23区で約70万世帯42.6%と加入世帯の4割を超える世帯が旧ただし書き所得（総所得から基礎控除33万円を控除した金額）がない事になります。さらに法定軽減（均等割・平等割7・5・2割軽減）されている世帯が約61万6千世帯37.5%%という状況です。

市町村の場合は4方式の自治体では旧ただし書き所得がなく所得割が賦課されない場合でも資産割が賦課される場合があるため「均等割・平等割のみ」の比率が下がりますが、回答のあった21市では「均等割・平等割のみ」は約19万3千世帯37.7%が所得割が賦課されていません。回答のあった25市の法定軽減世帯数は約27万世帯で42.1%に上ります。

また、法定軽減の場合は、擬制世帯（世帯主が国保に加入していない）の世帯主の所得を含めるため国保加入者自身が低所得でも法定軽減の対象にならない場合もあります。

前回から「住民税非課税世帯で所得割が賦課されている世帯数」を設間に加えました。回答は10区2市1町の13自治体でしたが、所得割賦課世帯に占める割合は、12.6%に上ります。2010年当時旧ただし書き所得への変更を控え、特別区長会が推定していた割合は5%程度との事でしたので、推定を大幅に上回っている事が明らかになりました。

3) 新たな交付金は国保料（税）引き下げに使われていない

国保特別会計に占める国保料（税）収入は23区で昨年の26.0%から22.1%に減少しました。これは、2015年度から前倒しでスタートした「保険者努力支援制度」による交付金の増加によるものと思われます。しかし、国保料（税）が下がったわけではありません。「保険者努力支援制度」で新たに交付された交付金の使い方として国保料（税）の値下げをした自治体は立川市のみ、上昇を抑えたが渋谷区、八王子市、あきる野市、西東京市のみです。

4) 国保法44条、77条に基づく減免規定の活用を

国保法44条（一部負担金減免）、77条（国保料（税）減免）に基づく規定は、回答のあった23区・26市・5町村は全て減免制度を定めています。（調布市、東久留米市は地方税法による規定）

前回から申請件数と適用件数を設問に加えました。44条での規定では11区で79件の申請で79件の適用、5市で18件の申請で17件の適用、1町で3件申請3件の適用で合計100件の申請で99件の適用でした。

77条での規定では、21区で6,003件の申請で5,459件の適用、19市で1,871件の申請で1,569件の適用、2町で6件の申請で6件適用されています。合計で7,880件の申請に対して7,034件の適用でした。

地域では、規定に基づく活用を広げつつ、住民の生活実態に即して規定の拡充を求めていく事が重要です。

5) 国保運営協議会の傍聴を積極的に

国保運営協議会の傍聴は、社保協の運動もあり、23区は全て傍聴を認めています。26市では、昨年「認めていない」と回答した調布市が「認める」と回答しました。あきる野市は「傍聴の規定なし」との回答です。

被保険者代表の公募では、5区19市が「公募あり」ですが、小金井市は2人公募に対し応募が1人のため欠員がでています。

健康診査の自己負担では、世田谷区（500円）、中野区（500円）、練馬区（300円）、町田市（500円）が負担ありと回答、他の区市は負担がありません。人間ドックへの助成があるのは3区12市で、昨年まで「助成なし」と回答していた武蔵村山市が今年度から補助を開始しました。

（2）都民の命と健康を脅かす「調整交付金」

国民健康保険には都道府県が交付する「調整交付金」という制度があり、規模は保険給付費の9%相当額です。東京都の場合2015年度は、約653億円（8.3%）が「普通調整交付金」として「区市町村間の医療水準や所得水準の調整」に充てられています。約57億円（0.7%）が「特別調整交付金（以下、交付金）」として「①特定健査に係る成績良好、②収納率向上の取組成績良好、③保険料の適正な応益割合確保、④レセプト点検の効果」に交付されます。問題は「②収納率向上の取組成績良好」での交付基準です。

1) 差押えや資格書発行で年間 35 億円も交付

交付基準では、「収納率、口座振替率が高い、差押え件数が多いなど、客観的な観点から収納率向上に積極的に取り組んでいると認められる場合」として、平成 27 年度交付実績では、都内 62 自治体で交付を受けた自治体は 59 自治体で総額約 35 億円に上ります。1 億円を超える交付金を受けた自治体も 11 自治体あり、「交付金を多くもらうために今後も差押えを強化する」と公言する区もあります。

2) ガイドラインを曲解、差押え、資格書発行競争で自治体を煽る

「都道府県調整交付金配分ガイドライン」で特別調整交付金については「地域の実情に応じた国保財政安定化のための取組を推進させること」として、医療費適正化に向けた取り組みの 1 つとして収納率向上に係る特別対策事業を交付基準の例として挙げていますが、東京都以外では、差押え件数 3 県、差押え割合 0 県、資格証明書発行割合 0 県です。

交付金算定項目について全国調査結果

	現年分収納率による交付	現年分収納率伸び率による交付	差押え件数による交付	差押え割合による交付	被保険者資格証明書の発行割合による交付
有	40 都道府県	33 都道県	4 都県	1 都	1 都
無	4 府県	11 府県	40 道府県	43 道府県	43 道府県
無回答	3 県	3 県	3 県	3 県	3 県

これは、当然のことではあるが、住民に寄り添って生活実態をつかみ、丁寧な納付相談を行っていれば差押えの件数、資格証明書の発行などは増えません。東京都の自治体でも差押え件数が滞納世帯比で 1 %未満が 17 自治体、3 %未満が 10 自治体で全自治体の 44 %です。しかし、財政困難な自治体にとって、丁寧な住民対応をするより、機械的に差押え、資格書を発行した方が交付金が多く貰えるとなれば、そちらになびくのではないかでしょうか。

A 区では差押え件数 938 件・2.95 %でした。交付基準では 3 %で 300 万円の交付金です。あと 18 件で 3 %、B 市では資格書発行が 537 件・4.19 %でした。交付基準の 5 %以上で 800 万円まであと 104 件です。なら納付相談より差し押さや資格書発行のほうが収納率も上がり交付金ももらえる。これが、インセンティブを与えるということでしょうか。

(3) 「国保・医療なんでも無料電話相談会～滞納・差押え 110 番」の実施

2016 年 10 月 27 日に、社保協が、自由法曹団東京支部、東京土建、東商連、東京民医連、都生連、東京自治労連、東京地評、医労連、東京保険医協会に呼びかけて打合せを行い、4 回の実行委員会と相談員研修を経て、2017 年 2 月 26 日に「国保・医療なんでも無料電話相談会～滞納・差押え 110 番」を実施ました。都段階での相談会は、2013 年に続く 3 回目の取り組みです。

事前の宣伝、マスコミ対策を重視し、チラシは約 7 千枚をポスティングや集会参加者、巣鴨駅前宣伝などで配布、東京保険医協会会員の診療所や東京民医連の加盟病院・診療所などの待合室に置いて宣伝しました。マスコミ対策では、この間つながりのできた新聞、週刊誌、テレビなどの記者に告示記事を依頼しましたが、朝日新聞、サンデー毎日、しんぶん赤旗の全国版と東京民報での告知記事に留まりました。

2 月 17 日には相談員研修として、国保制度、差押えの研修を行い、当日に臨みました。

当団は、34人の相談員体制でしたが、東京8件、千葉3件、埼玉2件、神奈川1件、大阪1件、熊本1件、大分2件の18件の相談に留まりました。

相談は、差押えや医療・健康、退職強要、保険料の軽減、固定資産税支払い問題、生活保護申請、など多岐にわたりましたが、基本的には地元の議員団、弁護士、生活と健康を守る会、県社保協などにつなげることができました。

相談者は、病気になって退職強要され生活が困窮しているなど複合的な困難を抱えている場合が多く、それぞれの専門家が相談し合いながら電話に応答することができました。

実行委員会では、「困難が広がっている」「相談会にアクセスできるようにさらに宣伝を強めて、引き続き相談会を開催しよう」と確認しました。

7.介護保険の改善を求める取り組み

(1)介護保険制度改善を求める運動

介護保険制度の「改正」により、2015年4月から要支援1・2の通所・訪問介護サービスは、全国一律の介護給付から外され、2017年3月までに市町村が実施する介護予防・地域支援事業（新総合事業）に移行されます。

2015年10月から2016年1月にかけて「介護事業所アンケート」に取り組み、その後、練馬区・新宿区・豊島区でも独自アンケートに取り組みました。最終的には、2,507事業所中613事業所（回収率25%）から回答がありました。このアンケートのまとめ（概要）をもとに、東京都及び各自治体に対して要請・懇談などに取り組みました。

新総合事業への移行調査も実施し、これをもとに、2016年10月1日には「介護フォーラム」を開催し（102人参加）、新総合事業を実施している自治体の実態と到達点、これから自治体の状況などについて交流を行いました。

陳情・要請等を行った社保協は、豊島、足立、江東、墨田、江戸川、葛飾、品川、練馬、渋谷、中野、世田谷、板橋、大田八王子、日野、町田、昭島、小平、東村山、東久留米、清瀬、西東京、東大和、西多摩（青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂、日の出、奥多摩、檜原の8自治体）の31自治体（集約中）となっています。

(2)介護職員の待遇改善を求める取り組み

介護労働者の賃金は、他産業と比べて10万円も低い状態におかれています。介護労働者の待遇改善などを求めて、国や東京都に対して要請してきました。介護保険制度の改善と待遇改善を求めて、4月20日には厚労省交渉・国会内集会・国会議員要請行動、6月13日には待遇改善加算問題で厚労省レクチャー、11月7日には厚労省交渉・国会議員要請行動などに取り組んできました。

また、東京都に対しては、都独自の待遇改善を求めて、11月14日に行われた都民生活要求大行動実委での行動で、介護労働者の待遇改善を要請しました。都議会に対しては、「待遇改善」を中心に陳情を11月22日に提出（2017年第1回定例会で審議）し、あわせて、会派要請（共産党、民進党都議団とは懇談を実施）を行いました。

(3)介護にはたらく仲間の集会、介護・認知症なんでも相談の取り組み

11月6日には「介護の切り捨てを許さない全国学習交流集会」がBIZ新宿で開催され130人が参加しました。

11月11日の「いい介護の日」に、6回目の「介護・認知症なんでも電話相談」に取り組み、全国から前回(100件)を上回る351件(内東京102件)の電話相談が寄せられ、深刻な実態が明らかになりました。東京からは、10人が相談者として参加しました。

8、生存権を脅かす、生活保護基準切り下げの中止を求める

(1)兵庫生存権裁判で不当な「門前払い」決定

神戸市及び尼崎市に在住の82歳から91歳の生活保護受給者9人(うち1人は控訴後死亡)が神戸市及び尼崎市を被告として、老齢加算廃止を内容とする保護変更決定処分の取消しを求めた裁判について、最高裁判所第三小法廷は、2016年11月1日付で、原告らの上告棄却、上告不理の決定をしました。この決定によって全国9か所で提訴された「生存権裁判」は終結しました。

全国で提起された老齢加算廃止処分をめぐる最後の最高裁での判断ですが、同決定は、原告らの上告理由は、事実誤認あるいは法令違反を主張するだけであり、上告理由にあたらない、上告受理申立にも理由がないとしており、原告らの主張に対して最高裁は実質的な審理をせず、内容に対して何らの判断も示していません。

しかし、原告らは、上告理由として、①原判決(大阪高裁平成27年12月25日判決)が、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」の国内法的効力を否定している判断が憲法98条2項に違反する点、②原判決が、憲法98条2項を根拠として社会権規約で規定されている「制度後退禁止原則」が憲法25条及び生活保護法の解釈に反映されるべきことを認めるとともに、老齢加算廃止が「制度後退禁止原則」に違反する場合には、厚生労働大臣の保護基準変更処分が違憲・違法となることを認めながら、本件老齢加算廃止処分は違憲・違法ではないとした判断が憲法25条1項、2項、生活保護法に違反する点、を主張しています。

最高裁は、大阪高裁判決が提起した問題を正面から受け止め、憲法の番人として、制度後退禁止原則の観点から老齢加算廃止の違憲性、違法性に関して実質的な審理と判断すべきであるのに、人権の最後の砦であるべき最高裁の職責を放棄したものといえます。

(2)立川生活保護廃止自殺事件調査団の取り組み

立川市において、就労指導違反を理由に保護廃止の直後に利用されていた方が自殺するという事件が2015年12月に発生しました。

この事件を受け、自由法曹団の呼びかけで対策会議を設置することになり、中央社保協とともに東京社保協も参加をし、事実経過を解明しています。

(3) 生活扶助費引き下げで違憲訴訟

1) 930人28都道府県で生活保護基準引き下げ違憲訴訟

老齢加算廃止の生存権裁判の約120人の原告に対し、生活扶助費の引き下げの新裁判では、約8倍の930人以上（東京33人）の大型訴訟となり、全国の受給者の怒りが大きく広がっています。

2) 東京で原告団の組織化をすすめています

上記の東京の原告は生活と健康を守る会の会員（都生連）以外の方です。現在、都生連、生存権裁判を支える東京連絡会、生存権裁判東京弁護団で連携して原告団の組織化をすすめています。

3) 違憲訴訟を支援する全国組織が結成

2016年11月7日、現在28都道府県で闘われている違憲訴訟を支援することと生活保護制度の改悪をストップさせ、拡充運動をすすめるための組織として「いのちの砦裁判全国アクション」が結成されました。

(4) 生活保護法の改悪等がもたらす影響

1) 不正受給のペナルティ

不正受給の場合、最大で不正額の4割の金額を天引きで加算徴収できるとしたことで、利用者と対立関係になりますかねなくなっています。また、不正受給の返還だけでなく、過払い金についての返還は、最低生活の維持を崩す懸念があり、実際上も返還が困難となっています。しかし、債権管理と称して徴収努力を職員に求めているため、職員と利用者の対立関係が激しくなる懸念があります。

2) 生活保護に対するバッシング

生活保護へのバッシングは、幅広く扶養義務を定めている前近代的な民法と相まって、扶養義務のいたずらな強化への圧力となっており、これが職員に対しても有形無形に影響を与えています。その最たるもののが「小田原市ジャンパー事件」といえます。

これまでも、親族の扶養を生活保護の要件と誤解させて水際で追い返したり、国が運用基準として示している実施要領に定められていることを超えて扶養照会を実施し、そのことで親族関係の断絶を招いたりする事例がありました。改定生活保護法では、保護利用者の親族に対しての調査権を拡大しており、扶養義務についての正しい理解がないと、生存権を侵害するような違法な運用を行いかねず、職員と住民との対立構造が深刻化する可能性があります。

3) 基準引き下げ・加算廃止の動き

2015年に実施された住宅扶助基準や冬季加算の引き下げにより、転居を強いられたり、生活自体ができなくなるとの批判を受けて、厚生労働省も経過措置・例外措置を示しています。問題は、住宅扶助の基準が広さごとに変わるために、アパート等の広さを個別に確認する必要があること、また経過措置・例外措置を個別に検討することが職員にとっても負

担増となっています。

4) 資産申告書の定期徴取

保護開始時にのみ徴取していた「資産申告書」を、毎年1回以上徴取する旨、実施要領を変えたことも、影響が懸念されます。この毎年1回以上徴取するという運用は、生活保護法の規定によらず、財務省・会計検査院からの締め付けによるものと指摘されています。書類が提出されないときは、「保護申請の却下又は保護の変更、停止もしくは廃止させられことがあります」と、脅しともいえる内容で書類を送っている自治体もあります。

5) 生活困窮者自立支援法が与える影響

2015年度から施行された生活困窮者自立支援法は、生活保護法改悪とセットになった法律で、もともと生活保護費を減らすために作られた制度だということです。生活保護の利用を抑制することで、保護費の予算を削減し、その分を自立支援法の予算額としています。

2014年9月、千葉県銚子市内の県営住宅に住む母子世帯が家賃滞納を理由に明け渡しの日に中学生の娘を殺害し、自分も死のうとした（無理心中未遂事件）が起こりました。前年の4月に母親は、市の年金課に保険証の再発行を相談しています。こうした事件、事故をなくすためにも自治体、東京都が自治体本来の役割を果たすことが求められます。

9、年金引き下げ反対、生活できる年金制度に改善させる運動

2012年11月政府は国会解散のどさくさに年金削減の法律を強行しました。

年金者組合は、年金引き下げを不服として不服審査請求・再審査請求に取り組みました。毎年のように年金受給額が減少する中で、これ以上の年金を削減されたら生活できないと、42都道府県 39 地裁 4,644人が提訴しました。東京では728人が原告となり、2017年2月9日東京地裁で第5回「口頭弁論」を行いました。のべ300人の参加で成功しました。

年金受給者だけの問題ではなく、現役世代や若者を含め全国民的課題であり、国民の誰でも最低限の生活が保障される「最低保障年金制度」の確立、「年金カット法は撤回を！」「マクロ経済スライド廃止！」を呼びかけ、「第30回日本高齢者大会in東京」では青年ユニオン、生健会を中心に分科会・講座を設け、25条共闘が広がっています。

10、障害者施策の充実を求める運動

2016年の通常国会に出された障害者総合支援法「改正」案が国会に上程され、審議時間を十分取ることなく採決を強行しました。審議の中で、塩崎厚生労働大臣は、65歳を超える障害者への介護保険優先適用問題に対する質疑に対し、「社会保障は、保険制度の利用が優先される」とした上で「介護保険優先適用には合理性がある」とし、障害施策の介護保険との統合を固定化していく方向を強める答弁を繰り返しました。こうした情勢に対し、国会要請行動や国会傍聴などに取り組むとともに、国民・都民に法案の持つ問題を知らせ、見直しを求めて運動すすめました。

国は、「基本合意」（訴訟団と国の和解事項）や「骨格提言」を段階的・計画的に実現し

ていくと約束したにもかかわらず、全く無視した内容となりました。こうした動きに対し、国会行動など通して、見直しを求めました。

東京都の施策は、国準拠の姿勢を強め、都単独事業の放棄や引き下げなど、障害福祉を後退させています。放課後等デイサービスの送迎加算や利用料負担の軽減、手当などの増額、精神障害者への制度の適用などを求めて、都民生活大行動実委での要請や障害者団体の要請などで実施を求めてきました。

しかし、2017年度都予算案に関しても、私たちの求めている国制度の不十分さを補うものとはなっていません。特に障害者基本法が改正され、精神障害者が障害として明確にされたにも関わらず、心身障害者福祉手当や障害者医療費助成制度の適用が行われていません。

これらの施策の実現を求めるとともに、東京都の財政力を都民本位に使い、東京都として独自の施策を打ち出すことを求めていく事が重要です。国に先駆け積極的な施策を展開することで国の制度を変えてきたように、改めて都の先駆的役割を求めて運動を強めるとともに、計画策定に向けても積極的な提言を行っていくことが求められます。

11、消費税の増税を実施させない取り組み

安倍内閣は消費税率10%への増税の2年半延期（2019年10月実施）を決めました。そもそも、8%に大増税したこと自体が大失策で、2度の増税延期は、「この道」に展望がないと証明しています。

税金の取り方を変え、行き過ぎた大企業減税をやめ、富裕層に応分の負担を求めるのは世界の流れです。そして、大軍拡や政党助成金など無駄遣いをやめれば、庶民に消費税増税を押し付けなくても、社会保障の財源は生まれますし、消費税率引き下げも可能です。10%増税は「延期」ではなく、キッチリ中止させることが求められています。

消費税廃止東京各界連絡会は、「増税中止」の大風を起こそうと、8%増税に対する「消費税増税やめろ」の個人・団体署名に取り組んできました。

2017年3月13日には全国560か所で3・13重税反対統一行動が行われ「消費税増税中止」の署名宣伝行動など、各地で運動が拡がりました。

12、憲法が生き、都民のいのち・くらし・雇用が守れる平和な東京へ

(1) 都知事・都議会各会派への要請と開会日行動

都議会は、年4回の定例議会が開催されます。社保協では、毎定例会に都知事あて要請書を提出し、口頭での補足要請を行い各会派にも要請してきました。開会日の昼には、東京社保協・東京地評・都民連の共催で、都庁前集会を開催し、集会後に個人請願に取り組んできました。

(2) 各部局に対する要請行動

2016年11月14日に、都民生活要求大行動実行委員会として、1日かけた要請行動を各部局に対して行いました。

13、共闘組織に参加し運動をすすめきました

(1)介護をよくする東京の会

介護をよくする東京の会は、毎月事務局会議を開催し、各団体や地域状況の交流を行ってきました。また、2016年度は新総合事業の実施状況の交流を目的に「介護フォーラム」を開催するとともに、実施状況調査や各自治体での自治体要請や懇談、介護従事者の処遇改善をめざして、都議会陳情や都知事要請などに取り組んできました。東京社保協は、事務局として運営に参加しています。

(2)消費税廃止東京各界連絡会

消費税廃止東京各界連絡会は、毎月24日を基本に、各地域で各界連と共同した署名宣伝行動に取り組み、東京各界連の毎月の事務局会議前には、大塚駅前昼休み宣伝行動に取り組みました。

5月13日には、「広げよう草の根から、消費税増税反対を」の学習・活動交流集会を開催し、各団体・地域から31人が参加しました。集会では、「主権者は私たち、参議院選挙で政治を変えましょう。消費税大増税をキッパリ中止し、希望ある社会を作りましょう」のアピールと、引き続き地域での宣伝行動の強化と地域での学習会の開催を全体で確認しました。

(3)生存権裁判を支える東京連絡会

幹事会は、ほぼ2か月に一度開催し、最高裁判所前宣伝、全国連絡会との合同宣伝、各地域での取り組みの報告・交流などを行ってきました。

2016年10月22日に、第10回生存権裁判を支える東京連絡会総会が開かれました。学習会終了後、議案、次期役員体制の提案、会計報告を行い、討論では、介護保険制度拡充を求める署名（介護をよくする東京の会）、労働法制改悪の動き（東京地評）、保護費過支給「返還」処分取り消し訴訟支援（都生連）、民医連手遅れ死亡調査（東京民医連）の4つの訴え、報告が行われました。

確認された方針は、当面、兵庫生存権裁判への支援の強化、新たな違憲訴訟の原告組織化をすすめること、加盟団体拡大、財政の安定化などが確認されました。次期体制には東京社保協からは、代表委員に竹崎会長、事務局長に寺川事務局長が選出されました。総会・学習会への参加は62人でした

(4)2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会（オリパラ都民の会）

「2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」は、2014年2月17日に発足し、39回の運営委員会を開催しました。東京社保協も運営委員会に参加しています。

オリパラ都民の会は、「簡素で多大な負担とならない大会」「都民参加での大会準備」を提案し、東京都やJOC（日本オリンピック委員会）、IOC（国際オリンピック委員会）などに申し入れ、懇談などを行ってきました。

2017年2月26日は「第4回ウォッキングバスツアーア」を開催、26人が参加しました。また、7回の提言討論会にも取り組んでいます。

(5)都民要求実現全都連絡会(都民連)

都民連にオブザーバーとして毎回の世話人会議に参加し、都内の情勢や参加団体の運動交流をすすめきました。

8月26日（金）に11組織53人の参加で総会を開催しました。緊急学習会「参院選・都知事選後の情勢と当面の課題」（五十嵐仁法政大学名誉教授）を開催後、総会を再開しすべての議案を拍手で確認しました。都民連事務局長に、井手口東京地評副議長が選出されました。

(6)都民生活要求大行動実行委員会

2016年6月2日に2016年度都民生活要求大行動実行委員会を発足し、実行委員会に参加する団体がまとめた要求を7月15日に東京都に提出、10月4日に文書回答を受け、項目ごとに重点要求を絞って、11月14日に1日かけた交渉をおこないました。交渉には25団体延べ193人が参加しました。東京社保協は、東京地評とともに事務局を担いました。

(7)都・中央段階での共同も積極的に取り組む

中央社保協をはじめ、社保協加盟団体・友誼団体との共同、都・全国団体との連携を強め、集会、学習会などに取り組んできました。

1) 加盟団体・友誼団体などの署名にも協力

加盟団体をはじめ、友誼団体から要請のあった署名などにも協力し、常任幹事会の席上で署名を集約し、加盟団体・地域社保協にも送付して協力を呼びかけました。未加盟団体の学習会で講師の要請、社保協の署名への協力が広がるなど協力・共同が広がっています。

2) 第11回東京地方自治研究集会

2016年12月11日（日）、明治大学リバティワー（明治大学駿河台校舎）にて1,000人を超える参加者が集い開催されました。記念講演「安倍改憲政権の新段階と対抗する運動の展望」（一橋大名誉教授・渡辺治氏）が午前中行われ、次期総選挙にむけた野党共闘と要求実現運動の強化が重要であることが強調されました。午後、各分野にわかつての分科会が開催され、都民生活上の要求と都政・地方自治のあるべき姿について深めあいました。

東京社保協は、副実行委員長、基調報告起草委員を担いました。

3) マイナンバー制度反対連絡会に参加

マイナンバー制度反対連絡会は、制度の利用拡大反対から制度の廃止を求めて、宣伝、署名、学習会、議員要請に取り組んでいます。東京社保協は、中央社保協とともに連絡会に参加し、署名の集約、学習会への参加をすすめきました。

4) 第30回日本高齢者大会

2016年8月28日、29日に第30回日本高齢者大会が東京で開かれ、全国から延べ1万人の参加で大きく成功しました。東京では、大会成功にむけて都内各地域で実行委員会が結成され、かつてない規模での参加目標を掲げ大会成功のために奮闘しました。

大会の基調報告では、社会福祉協議会や老人クラブとの連携など、高齢期運動も新しい

共闘や共同ができる時代に入ったことを実感できる大会になったことが強調され、さらにこの共同を地域で広げていくことが提起されました。最後に、「高齢者の尊厳とくらしを守り、社会保障の充実を求める」決議を全体で確認しました。東京社保協は東京実行委員会に参加し、当日は、国保分科会、介護分科会を担当するなど大会成功に貢献しました。なお、2017年の第31回日本高齢者大会は沖縄で開催されることも確認されました。

14.組織運営の強化、地域社保協の結成・強化の取り組み

(1)情勢、各施策の学習を力に社保協運動を旺盛に展開

1) 東京社保学校、第44回を5月に、第45回を10月に開催、合計244人参加

5月29日、第44回東京社保学校は23地域17団体108人が参加しました。第1講義は「戦争法施行と明文改憲の動き、阻止のたたかい」・小澤隆一氏（東京慈恵会医科大学教授）が、第2講義は「青少年の居場所づくり Kitosから見えたもの」・白旗眞生氏（青少年の居場所・キーツス代表）、第3講義は「TPPと医療問題」・須田昭夫氏（医師・東京保険医協会副会長）が行いました。

3つの講義を受けた後、特別報告として、①歯科保険医協会から、「受診実態調査」について、②東京民医連からは、「経済的事由による手遅れ死亡事例」の概要及び東京の事例が資料に基づき報告されました。社保学校参加者に「熊本・大分等九州地震災害支援カンパ」を訴え、3万1600円が集まりました。

第45回東京社保学校は、10月16日に30地域・24団体から136人が参加しました。第1講義は、渡辺治一橋大学名誉教授が「参議院選挙・東京都知事選挙の結果と今後の運動」と題して行されました。第2講義として、竹崎三立会長から、「医療現場から見える地域医療の現状」と題して講演が行われました。その後、特別報告が行われ、①王子駅前なんでも相談会の取り組み、北区社保協の森松伸治事務局長、②2010年10月以来ほぼ毎月中野駅前で開催しているなんでも相談会、中野共立診療所の松本明彦事務長、③ほぼ2カ月に1回、渋谷駅で行っているなんでも相談会、渋谷社保協の嘉瀬秀治事務局長、④都営住宅申込み相談会、都生連副会長の伊藤悦子さん、⑤大田病院の無料低額診療の実践、長澤伸彦大森中診療所事務長が、報告しました。

2) 地域社保協などで学習会を旺盛に展開

地域社保協・加盟団体での学習運動も旺盛に取り組まれました。40地域で延べ195回4,372人が参加をして、学習会が開催されています。

情勢を反映して、医療・介護問題・シンポジウム59回、マイナンバー制度10回を中心に日の出町見学会、派遣法、住いの貧困、保育、障害者、消費税、差押え問題、安保法制、9条など多岐にわたっています。

(2)地域社保協の活動(アンケートから)

東京社保協では、総会に向けて地域社保協の活動・組織状況の調査を行っています。回答は、27地域社保協（23区15地域、多摩12地域で回答率60.0%）です。

1) 自治体への要請

国保関係 12 地域、介護関係 16 地域、保育関係 4 地域、消費税関係 1 地域で請願・陳情に取り組んでいます。渋谷社保協では毎区議会ごとに請願を行っています。18 地域で予算要望や出前講座、ヒヤリングなどに取り組んでいます。

中野社保協では国保・介護、貧困の 3 つのテーマで「中野区との対話集会」を 11 月に開催しています。西多摩社保協では、地域内の 8 自治体にキャラバン行動を行っています。調布社保協は、10 月 25・26 日の 2 日間にわたって 12 団体 138 人が参加して対市要請。東久留米社保協は市長、副市長も参加をした要請行動を行っています。

2) 宣伝・相談会

毎月定例宣伝に取り組んでいるのは 10 地域です。隔月から年数回は 7 地域です。合計で回答のあった 27 地域中 17 地域が宣伝行動に取り組んでいます。相談会は、北区社保協・中野社保協（健友会）が毎月、渋谷社保協・大田社保協が隔月開催、14 地域が年 1 回から 4 回です。9 地域で開催できていません。

3) 組織運営

事務局会議は 10 地域で、役員会は 22 地域で毎月開催されています。

会費は、個人が一口 100 円から 2 千円、団体は一口 1 千円から 2 万円が多くの地域ですが、組織人員・財政力に応じて対応している地域もあります。加盟団体数は、江東社保協の 27 団体が最も多く、世田谷、豊島、葛飾、八王子の 5 地域が 20 団体を超えていました。逆に 3 地域で加盟団体が 1 柄に留まっています。

(3) 組織運営の強化の取り組み

1) 東京母親大会連絡会と東京高齢期運動連絡会が加盟

2016 年 6 月 23 日の第 3 回常任幹事会で、「東京母親大会連絡会」の加盟を承認しました。また、2017 年 3 月 23 日の第 12 回常任幹事会で、「東京高齢期運動連絡会」の加盟を承認しました。現在、東京社保協の加盟は、45 地域社保協・35 都団体です。

2) 常任幹事会の運営

毎月第 4 木曜日の午後 1 時半から 4 時を基本に開催してきました。4 月に第 1 回常任幹事会を開催し、2017 年 3 月までに 12 回開催、平均出席率は 58.4% です。常任幹事会の前半 30 分をミニ学習として 4 回おこないました。

3) 地域社保協会長会議・事務局長会議の開催

2016 年 9 月 17 日に地域社保協会長・事務局長会議を開催し、会長 6 地域（渋谷、練馬、八王子、府中、狛江、清瀬）、事務局長 8 地域（葛飾、北区、町田、西東京、清瀬、小平、西多摩、八王子）から参加し、社保学校の成功、「医療介護大運動」の意思統一、日常的な運営の悩みや地域ごとの取り組みの特徴など活発に意見交換を行いました。

2017 年 3 月 4 日に地域社保協会長会議（江戸川、渋谷、墨田、八王子、西多摩、調布、西東京）、3 月 15 日に 23 区地域社保協事務局長会議（品川、板橋、葛飾、世田谷、北、中

野)、16日に多摩地域社保協事務局長会議(西多摩、清瀬、八王子、東久留米)を開催し、大運動の取り組み、第47回総会の成功に向けて意思統一と交流をおこないました。

4) 社保協ニュース発行

社保協ニュースは、A4版4ページ・カラー刷りで毎月発行し、HPにもアップしています。2・3面を地域社保協や加盟団体の活動、経験紹介にあて活動交流ができるようにしてきました。

(4) 決算報告

別紙

2017年度(47期)活動方針(案)

1. 2017年度の運動の柱

(1) 安全・安心の医療・介護を実現する大運動をさらに広げて、社会保障のさらなる改悪をストップさせよう

財界奉仕の大型開発や軍事費に税金を注ぎ込む一方で、社会保障費を徹底して削減、社会保障の概念を変質させ、自己責任論による社会保障の解体が押しすすめられています。憲法25条の「解釈改憲」を許さず、安心して暮らせる社会保障の充実をもとめる大運動を展開します。

また、生存権のセーフティーネットである生活保護のさらなる改悪を狙われています。東京における「新生存権裁判」の原告団結成に向けて、関係団体などと連携して運動をすすめます。

(2) 「我が事丸ごと地域共生社会」の狙いを広く都民に知らさ「自助・互助」の強制を許さない世論づくりを

政府は、第193通常国会に「地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律案」を提出しています。この法案は、子どもから高齢者、障害者などに対して1か所の事業所でサービスが提供できる「共生型サービス」を行うとしています。この「共生型サービス」は、「サービスを効果的・効率的に提供するための生産性の向上」が出発点で、国の責任による社会保障・社会福祉の充実でなく、介護・福祉・児童の産業化をすすめるものです。このような「自助・互助」の押し付けと産業化を許さない世論づくりと運動をすすめます。「社会保障・社会福祉は国の責任で！」憲法25条の実質改憲を許さない運動を広げます。

(3) だれもが人間らしい生活ができるために

8時間労働で人間らしく生活できるすべての労働者の賃上げで、景気の好循環と社会の健全な発展が実現できることに確信を持ち、人間らしい生活と地域づくりに関係する団体・個人、労働組合との共同を広げます。

(4) 安倍政治ノー!の声を大きく～世論は私たちの要求と声で

安倍政権が掲げる憲法改悪路線にノーを突き付け、国民の中に広がる「共同」の動きにしっかりと連動し、その中で社保協の役割を発揮していくことが重要です。

共謀罪が成立すると、特定秘密保護法、通信傍受法、マイナンバー制度と合わせて、国家権力が国民を監視し、内心の自由にまで土足で踏込こんで捜査し、逮捕することができます。社保協のような市民運動や憲法明文改憲に反対する声や運動に対する弾圧に繋がります。今国会で必ずは廃案に追い込みましょう。

(5) いのち、暮らし最優先の都政を実現するために

「都民ファースト」を掲げて当選した小池都知事は、7月2日の都議会議員選挙で、「単独過半数をめざす決意」と報道されています。

築地市場の豊洲移転問題、東京五輪での疑惑など石原都政からの「カネと闇」の都政を解明し、安倍暴走政治からの防波堤としての役割を果たさせるためには、私たちの運動が欠かせません。都民の声と運動で都政を動かすために全力を挙げていきます。都議選で都民の声が届く都議会へ変えましょう。

2、「安全・安心の医療・介護を実現する大運動」(3年目)を成功させ、医療・介護の大改悪、社会保障解体攻撃をストップさせよう

いま、医療・介護が、社会保障が、そして憲法が危機です。それは、多くの国民の「いのち」の危機でもあります。

医療は「負担の公平化」を口実に、「あらゆる世代に」「入院も外来も」負担増です。介護はまさに「利用できない」制度になろうとしています。

「安全・安心の医療・介護を実現する大運動（3年目）」を今まで以上に広げていきましょう。そのため、下記の取り組みを重点に運動をすすめます。

(1) 「これ以上、いのちを削らせない」署名30万筆を目標に取り組みましょう

- ① 東京社保協、東京土建、東京地評、年金者組合都本部の連名で、A4版署名用紙27万部、署名ハガキ付チラシ（受取人払い）15万部の合計42万部を作成しました。地域社保協では基本的にこの署名用紙を活用してください。全労連加盟労組や民医連では、中央社保協作成の署名用紙も活用します。
- ② 第193通常国会は6月18日閉会予定です。4月12日（水）を「署名提出日」とし、全都で宣伝を強めます。署名そのものは、秋の臨時国会を含めて、年内取り組みます。
- ③ 目標を30万筆として全ての地域社保協、都団体がまず、構成員・役員で署名し、基礎的な数を集約しましょう。
- ④ 9の日宣伝や消費税宣伝などと連携して宣伝を行いましょう
- ⑤ 集まった署名は、東京社保協に集中してください。上部団体に署名を提出する場合は、数を報告してください。東京独自署名、全国共通署名は合算して集約します。

(2)「社会保障は国の責任で憲法25条を守る共同集会」(仮称)の開催

2016年の5.12共同集会に続いて、今年も憲法25条を前面に掲げた共同集会を開催します。高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、社会的支援を必要とする人の基本的人権が脅かされている情勢のもとで必要な事は、憲法の基本的人権の理念に基づき、国の責任で社会保障・社会福祉の制度を拡充し、十分な予算を確保する事です。

【集会の日程】　日時　5月18日(木)

会場　日比谷野外音楽堂

(3)孤立死・孤独死、手遅れ死亡などを出さない地域での取り組みを

安倍政権は、「地域包括ケア」「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現で、「自助・互助」を国民・地域に押し付けようとしています。権力による押し付けを許さない運動を展開すると同時に、社保協は地域運動の担い手として、地域での高齢者や障害者・児の孤立化や医療や介護、生活保護などにアクセスできない住民を出さないための地域での連帯、相談活動を重視した地域運動を広げます。

- ① すべての地域社保協で「なんでも相談会」「派遣村」を開催しましょう。そのために「相談活動ハンドブック2017年版」を作成します。
- ② 地域の諸団体と連携して高齢者の見守り活動を行い、現行の福祉施策を活用して個別の問題も解決にあたりながら制度改善を求めます。
- ③ 国保・後期高齢者の短期保険証・資格証明書の発行や差押えの実態を把握し、強権的な対応をやめさせます。
- ④ 子どもの貧困の実態を把握し、共同して解決の取り組みをすすめます。
- ⑤ 安心して暮らせる街へ、自治体とともに安全・安心のネットワークづくりを広げます。
- ⑥ 東京都議会、各議会に対して地域労組や諸団体と共同して陳情・請願に取り組みます。

(4)国会行動に地域社保協から積極的に参加を

1) 定例の国会前昼集会（地域社保協ののぼり旗を持って参加してください）

日程　4月5日、19日、5月10日、24日、6月7日（いずれも水曜日）

時間　12：15～13：00　　場所　衆議院第2議員会館前

2) 院内集会・議員要請

計画します

(5)自治体・議会に対する働きかけを旺盛にすすめます

「安全・安心の医療・介護を実現する大運動」は国への請願署名活動だけではなく、国・東京都・自治体に、住民のいのちと暮らしを守らせ、豊かなものにさせる大運動です。国会請願署名運動を軸にしながら東京都、自治体に対する運動を強化しましょう。

(6)世論を私たちがつくる-1万か所学習運動を網の目のように広げよう

大手マスコミは、負担増・給付削減の問題をほとんど取り上げないか、「負担増やむなし」の姿勢で報道しています。医療・介護の相談活動、その実態や困難事例を明らかにするこ

とで、むしろ世論は私たちの運動でつくっていくこと、そのことでマスコミの報道姿勢を変える取り組みをすすめていきましょう。

「安全・安心の医療・介護大運動」を成功させるため、中央社保協が提起している全国1万か所での大学習運動に取り組み、「知を力に」運動すすめます。東京社保協は、独自の集約用紙を作成して、地域社保協・加盟団体の学習活動を集約しています。

3、明文改憲を許さず、「戦争法」廃止に向けた国民的運動をすすめます

安倍首相は在任中の9条改憲をめざしています。現行憲法の施行70年を迎えたなか、憲法改悪阻止闘争を、この国のあり方の根幹と私たちの暮らしをかけたたかいとして取り組む必要があります。引き続き、全国段階との共同を強め、戦争法廃止、改憲策動と戦争する国づくりに反対する総がかり行動を発展させていきましょう。

日本国憲法は、平和主義ばかりでなく、基本的人権、社会権においても先駆的な内容をもっています。いま私たちに求められているのは、憲法の完全実施であり、憲法をくらしと職場に生かし、憲法を指針とした国と社会を形づくることです。

そのためには、社会保障闘争の分野においても、改めて、日本国憲法の理念や憲法を生かすことによって確立された諸制度の歴史と到達に立ち戻り、要求と運動への確信を深めていくこと、また、そのことを通じて、改憲阻止闘争のたしかな基盤が培われていくことをふまえることが重要です。この国のあり方の根幹と私たちの暮らしをかけて「施行70年」にふさわしい闘いとなるよう、医療・福祉の要求と結びつけた改憲阻止闘争をすすめていきましょう。

4、国保料(税)の引き下げをはじめ、国保改善の運動

国民皆保険制度の根幹が国保であり、医療保険制度の充実は、国保の改善・拡充なしにはあり得ません。国保の問題は、地域社保協が取り組む中心の課題です。国保料(税)の負担軽減には、国や東京都の財政支援の拡充は、緊急の課題です。高すぎる国保料(税)の引き下げを中心しながら、高すぎる窓口負担の軽減で「必要な時に安心して医療機関に受診できる」制度に改善させる事も急務です。子ども医療費・高齢者医療費の軽減・無料化、国保加入者の健康診査の無料実施の拡大などを求めていきます。

(1)「子育て支援のため、子ども医療費助成制度拡充と子どもの保険料軽減を求める」請願、要請、東京都への意見書を各自治体で取り組む

少子高齢化の急激な進行の中、子育て支援の拡充は喫緊の課題です。子育て世代は「貧困と格差」の広がる中でも、仕事や子育てに懸命に取り組んでいます。子育て世代の経済的負担を軽減する施策の拡充は少子化対策の重要な施策です。

東京62自治体中18歳までの医療費助成制度を設けているのは、千代田区、北区（入院時、通院は15歳まで）日の出町、奥多摩町の4自治体（6.5%）です。全国の自治体では1,718自治体（2014年4月5日現在）中210自治体（12.2%）が18歳以上の助成制度を実施しています。中でも北海道南富良野町、大阪府摂津市（2018年度から）は22歳までの

助成制度です。子ども医療費助成制度に対するペナルティが 2018 年度から未就学児までは廃止されることになりました。

また、国民健康保険は、明らかに稼働所得のない子どもにも国保料（税）が賦課されています。2017 年度の 23 区の均等割額は医療分（38,400 円）、後期高齢者支援分（11,100 円）の合計 49,500 円にもなります。

地域社保協では、各自治体に対して、自治体要請、議会への請願、陳情、東京都に対する意見書などに取り組みます。

(2) 独自の「所得控除」の導入を求める

国保の旧ただし書き所得方式によって、住民税非課税世帯にも所得割が発生しています。住民税方式時には住民税非課税世帯は当然所得割が賦課される事はありませんでしたが、給与収入 98 万円、年金収入 153 万円を超えると所得割が賦課されます。地方税と同等の扱いをする国保料（税）の方が、住民税より高く、生計費非課税の原則を逸脱しています。

旧ただし書き所得から配偶者控除、扶養控除、障害者控除などの独自の所得控除を設ける事で、税方式に近い制度設計にし、多人数世帯、住民税非課税世帯、障害者のいる世帯の負担増を最小限に抑える事ができます。

東京社保協として、区市町村がこのような独自の「所得控除」を設けられるように東京都に財政支援を求める運動をすすめます。

(3) 国保に出産手当金をつくらせる取り組み

2017 年 3 月 9 日、参議院厚労委員会で民進党足立議員は「非正規雇用同士の夫婦の場合、国保に出産手当金がない」のは問題だとして、「仕組みを作るか市町村に促すことが必要」と質問、厚労省の鈴木保険局長は「制度上は、条例または規約を定めれば出産手当金を給付することは可能」と答弁しました。

国保加入者の約 35% が雇用労働者となっている現状では、国保での出産手当金の創設は重要な課題です。新たな課題として取り組みを行います。

(4) 国保改善に向けた取り組みを継続し強めます

- ① 8 回目になる 2017 年国保自治体アンケート調査を実施し、実態を把握し、運動課題を明らかにします。
- ② 国保加入者の健康診査が有料の自治体に対して無料化を求める。また、現在無料の自治体は診査項目の拡充を求める。合わせて人間ドックへの助成の創設を求める。
- ③ 滞納者への「短期証」や「資格証明書」の発行の強行を止めさせます。

(5) 2018年度国保制度の大幅改編を見据えた運動の構築を

2018 年度から、国保の運営主体が区市町村と都に再編され、財政運営は都が担う事になります。そのため以下の取り組みをすすめます。

- ① 都が示す標準納入率や標準保険料率にしばられ、区市町村が国保料（税）率の大幅引き上げや滞納処分差押えの機械的な対応をさせない運動をすすめます。
- ② 2015 年度からの 1700 億円、2018 年度からの 1700 億円の交付金を低所得世帯や多人数

世帯（子育て世帯）の国保料（税）引き下げや全体的な国保料（税）上昇を抑制するのに使わせます。

- ③ 現在、国保料（税）引き上げを抑制するために繰り出している一般会計からの法定外繰り入れ金を減らすのではなく、国保加入者の生活実態に見合った増額を求めます。
- ④ 東京都が策定する地域医療ビジョンは現在検討がすすめられています。東京都はベット数全体としては増床になりますが、急性期病床などが削減されようしています。地域医療を守る共同の運動を広げます。

5.介護保険改善をめざして

安倍内閣は、「持続可能な制度」「世代間・世代内の公平」を前提とした軽度者サービスの切り捨てと、高額介護サービス費の見直し、更なる自己負担増などの介護保険制度の改悪を通常国会に提出しました。

現場で起こっている困難を開拓するため、自治体も巻き込んだ、地域での介護保険改善の取り組みを一層強めていくとともに、介護職員の待遇改善も待ったなしです。介護従事者の待遇改善の具体化を求めていきます。

孤立死を生まない、高齢者にやさしい福祉のまちづくりをめざし、2025年へ向けての「地域包括ケアシステムの確立」を住民の立場に立ったものにするため、医療・介護・福祉分野との共同を一層すすめ、提案型の運動を重視し以下の課題に取り組みます。

- ① 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げなどを実施しないこと。
家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うよう、国と東京都・自治体に要求していきます。
- ② 「総合事業」における要支援1・2の訪問・通所介護サービスを、従来通りのサービスで実施していくことを、自治体に強く求めていきます。あわせて、「総合事業」の実施状況自治体アンケートに取り組み、今後の運動に生かしていきます。
- ③ 介護従事者の待遇改善のために、介護報酬の大幅引き上げと一般財源を投入した待遇改善交付金の復活をと東京都独自補助制度の確立を求めていきます。
- ④ 利用者・介護労働者・事業者の実態を把握し、改善の取り組みを地域からすすめます。
- ⑤ 孤立死を生まない地域づくりを自治体や自治会などと共同して取り組みます。
- ⑥ 引き続き、東京都や自治体との懇談・要請・要望等の行動に取り組みます。
- ⑦ 地域社保協や地域の会をはじめ、幅広い団体などと協力・共同して、学習会や宣伝行動などに取り組みます。
- ⑧ 各地域の第7期介護保険事業計画（2018年4月～3年間）の把握につとめ、介護改善の運動に生かしていきます。

6.生活保護制度のさらなる改悪に反対し、生存権を守る運動を

（1）生活保護に対する「ステイグマ」をなくす取り組みと保護申請の強化

政府の生活保護バッシングによりつくり出された「ステイグマ」（恥辱、汚名）によって、

生活が大変でも「生活保護は受けたくない」とする人も少なくありません。「ステイグマ」の解消のための学習と教育が必要であり、くらしに困った人が受給権を正当に行使できるよう援助活動を広げ強めます。

(2) 生活扶助費引き下げに対する新裁判、東京でも取り組みを強化

新裁判の原告は、史上最高の 930 人超です。東京での提訴期限は、2017 年末から 2018 年春頃と考えられ、新裁判のたたかいの意義と扶助費引き下げの不当性を充分論議し、全国のたたかいを励まし、たたかう体制を確立します。

(3) 「過誤払い返還決定取り消し裁判」での全面勝利判決を活用しましょう

母子家庭の原告さんは、生活保護を利用し、児童扶養手当を福祉事務所に収入申告をしていましたが、福祉事務所のミスで 1 年 3 か月も見落し、さらに冬季加算 4 月・5 月分も含め原告に全面的に責任を押しつけ、福祉事務所は約 60 万円の返還請求をおこないました。

原告は、資力もなく弁護士に相談をし、東京都に全額返還決定は不当と審査請求を行いましたが棄却となり、東京地裁に裁判をおこしました。

現に資力のない被保護者に返還を求めるることは、「健康で文化的な最低限度の生活」を下回るとして、裁判所は原告の訴えを認め、「保護法 63 条返還処分」を取り消す判決となりました。2 月 15 日東京都は控訴を断念し完全勝利が確定しました。

現在も過誤支給が各地で起きています。この裁判は最低限度の生活を守ることがいかに大切なことを示した判決であり、この勝利を運動にぜひ生かしていきましょう。

7. 年金引き下げ反対、生活できる年金制度に改善させる運動

政府は、マクロ経済スライドによる 1% 前後の削減を 30 年間行うとしています。これによって 30 年後の年金は現在の約 7 割に低下するといわれています。

老齢基礎年金だけの人は 999 万人、その年金額は月額平均約 5 万円で、高齢者の大半は低年金者です。非正規雇用労働者が 40% に達し、低賃金で年金保険料が納められない人が増加し、無年金者が急増する事が危惧されます。

国連社会権規約委員会から「最低年金を公的年金制度に導入する事を勧告」(2001 年)、「年金に関する国連の勧告は優先して実施されるべき…日本のような経済大国が実施できない理由はない」(2006 年)、「日本における無年金・低年金の高齢者間での貧困の発生に懸念する。…国民年金制度に最低保障年金の導入を前回に続き再勧告する」(2013 年 5 月 17 日)と繰り返し勧告を受けています。年金裁判への支援、東京独自の「これ以上、いのちを削らせない！」署名に取り組みます。

8. 子どもの健やかな成長のための環境づくりを

(1) 保育所の増設・新設は公立・認可園で

2016 年春、社会問題化した「保育所待機児童」問題の約 30% は、東京が占めており、東

京問題でもありました。2017年3月27日付東京新聞の報道によると2017年度の保育園への申込者の内、第1次選考で落選した人数は24,259人（練馬区は未公表）に上ります。港区、江戸川区、台東区、目黒区の4区は落選率50%超になります。

2016年7月に発表された東京の待機児童数は、8,466人（2016年4月現在）で、東京都知事選挙でも大きな争点となり、当選した小池知事は、早速9月の補正予算で126億円の緊急対策を「保育所等の拡充」と「人材確保」を柱とし、実施しました。2017年度予算案でも、解消目標を2017年度18,000人増、4年間で7万人としています。

しかし、その内容は、保護者や保育関係者の望む、認可保育所の増設や保育者の十分な待遇改善ではなく、小規模保育、企業主導型保育事業や人員配置の緩和等でしかなく、園庭のない保育施設の増加、よりよい保育のための環境が確保できない状況が生まれています。児童福祉法による保育の公的責任を自治体に果たさせる運動を、地域からとともに作っていくことが求められています。

合わせて、保育所保育指針の改定が進められています。3歳以上児に「国旗・国歌に親しむ」「小学校教育への接続」が取り上げられており、注視する必要があります。

(2)保育職員の確保は急務

保育所不足と同時に保育士や保育所に働く職員の人材確保・定着も問題化しています。大きな原因となっているのは賃金水準の著しい下落です。「賃金構造基本調査」をもとに福祉保育労東京地本が分析した結果、東京の2001年の保育士の賃金水準を100とした場合、2015年には73.3%にまで下落しています。同調査によると、保育士の賃金は全産業平均と比較して月額15万円低い実態です。

これは、石原都政以降の東京都独自補助の廃止や改悪、民間営利企業による保育所運営などの増加が要因です。同時に保育士の労働災害もこの間激増しています。

国や東京都は専門職である保育士の待遇改善を一定すすめていますが、一方で規制緩和をおこない、安上がりの保育施策をすすめようとしています。

認可保育所を増やすこと、自治体による保育の直接責任を後退させないために公立保育所を守ること、保育の担い手である保育士の賃金や労働条件の改善のための施策を充実させることが求められます。

(3)就学援助の拡充、特に入学準備金の前倒し支給を求める

就学援助制度は、要保護・準要保護世帯に対する福祉施策です。認定基準は、生活保護基準も基になります。2013年から3年間で最大10%の基準引き下げがされたため、基準倍率を引き上げなければ、従来認定基準内の世帯が基準から外れることになります。認定基準の引き上げを求めます。

同時に、入学準備金は、小中学校入学時にランドセルや制服、学用品などを購入するために支給されるものですが、多くの自治体が入学後の5月～7月に支給されています。東京で前倒し支給（入学前）している自治体は、港区、新宿区、文京区、世田谷区、板橋区、八王子市、武蔵野市の7自治体に留まっています。全自治体に広げる運動をすすめます。

賃引き上げ、「今すぐどこでも 1000 円、東京で早期に 1500 円」をめざすたたかいと、全国一律最低賃金制度の実現をめざすたたかいが掲げられています。誰もが 1 日 8 時間働けば、人間らしい生活を過ごせるようにするために、連帶して運動をすすめましょう。

12、東京の保健・医療供給体制の改善へ

東京都は、2016 年秋から 2017 年にかけ、「地域医療・介護総合確保推進法」により定められた 2 次医療圏ごとの「地域調整会議」が順次開催されています。東京都の病床は不足状態とされたことにより「地域連携」が課題です。この間、都内病床は、施設数と急性病床の減少が続いている。こうした中で都立病院の果たす救急・周産期・精神・難病など 18 の行政的医療の再検討や一般財源の補てんなどについての検討がされています。地域医療構想と地域包括ケアの論議を都民の実態に沿ったものにするため、関係団体・都民との一層の共同をすすめます。

- ① 都内全域で必須な医療機能及び地域に不足する行政的医療の確保することを求めます。地域医療確保に重要な役割を果たしている保健医療公社病院の都立病院への復帰を求める。
- ② 都立病院の地方独立行政法人化への検討を中止し、事業業績が不透明なまでの P F I による運営はやめ、東京都の直営で運営することを求める。
- ③ 都立病院での保険外負担の引き上げは行わず、社会的弱者などだれでも安心してかかれ、各病院の特徴が發揮できる都立病院にすることを求める。
- ④ 「東京大気汚染医療費助成制度」の一部改正にあたって「都の負担分を恒久的に維持する」とともに、知事が国に「新しい救済制度」の創設を求める実効ある行動を直ちに行うことを求める。

13、誰もが安心して住み続けられる街づくりを

(1) 大型開発ではなく、人にやさしい街づくりを

東京都は、2020 東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、大型開発、整備幹線道路づくりなどをすすめようとしています。大型開発ではなく、バリアフリーの街づくり、災害に強い街づくりを求めて運動を広げます。

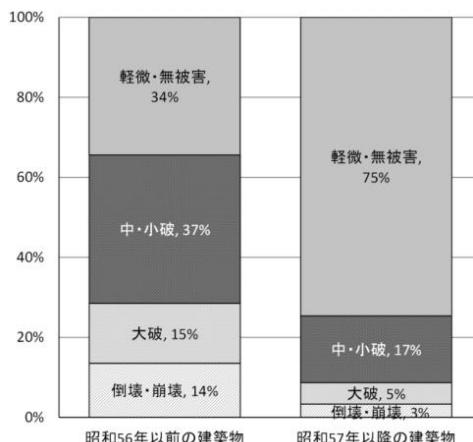
(2) 公営住宅の建設と家賃補助制度の拡充を求める

2017 年度の都予算案でも都営住宅の新規建設はなく、18 年連続で新規はゼロです。都民が安心して東京に住み続けられるために、都営住宅の大量建設を求める。また、高齢者、障害者、ひとり親世帯、子育てファミリー世帯に対する家賃補助などの助成制度が 10 区で実施されています。既に制度が実施されている自治体に対しては拡充を、助成制度のない自治体に対しては、助成制度の創設を求める。

(3) 住宅耐震改修助成制度の拡充を求める

阪神淡路大震災から22年、東日本大震災から6年が経ちました。阪神淡路大震災での全半壊合計249,180棟(約46万世帯)でしたが、その大半が昭和56年以前に建築された建物でした。

首都直下型地震の発生確率は30年以内に70%とも言われています。早急に耐震診断、耐震改修を行うことが必要です。東京都、自治体に対して要求していきます。



14.マイナンバー制度の利用拡大反対、廃止へ

政府は、マイナンバー制度を「行政の効率化」や「国民の利便性」といいますが、国民へさらなる負担を強いるための道具となり、個人情報が丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大する制度といわざるを得ません。

個人情報保護の理由により、マイナンバーを扱う中小業者に対して厳格な管理体制を強要し、漏れた場合の罰則を強化(4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金など)しました。小規模の業者にとってマイナンバーを管理する事は大きな負担となり、経営にとっても大打撃となります。

すでにマイナンバーを利用した詐欺事件も多く起きています。マイナンバーと社会保障の充実は相いりません。また、健康情報(特定健診情報)と資産・所得情報を国が管理するという事は、貧困が深化し、広がる現状では「経済的徴兵制」につながる危険もあります。マイナンバー制度反対連絡会に結集して、利用拡大反対、廃止に向けた運動を広げていきます。

15.引き続き共闘組織に参加し運動をすすめます

各分野の取り組みについては、関係諸団体・労組との幅広い共同の運動をつくる立場から共闘組織を組織、参加して運動をすすめ、第47期も「生存権裁判を支える東京連絡会」には代表委員、事務局長として参加します。「安心年金つくろう東京連絡会」「介護をよくする東京の会」「消費税廃止東京各界連絡会」「都民生活要求大行動実行委員会」には事務局として参加します。また、「2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」「都民連」「マイナンバー制度反対連絡会」にも参加していきます。新たに加盟した「東京母親大会連絡会」「東京高齢期運動連絡会」に東京社保協として加盟し、共同の運動をすすめます。東京高齢期運動連絡には常任幹事を派遣します。

16.放射能汚染から子どもを守り、原発に依存しないエネルギー政策を

東京電力福島第1原発事故の被災地の復興はすすんでいません。東京在住の被災者支援を強めるとともに、放射能汚染から住民、特に子どもたちを守る取り組みをすすめます。

- ① 東京都の責任で自治体の放射線量測定と汚染土壌などの地域住民の不安の声を受け止める除染などの対応をすすめさせます。
- ② 子どもの健康診断など健康調査を実施し、子どもたちを放射能汚染から守る取り組みをすすめさせます。
- ③ 被災地から東京に避難してきている人たちへの医療・介護の窓口負担の無料化や住居の提供など安心して暮らせる環境づくり、なんでも相談会の開催など被災者支援の取り組みをすすめます。
- ④ 原発ゼロの社会へ、国会前行動への参加や地域集会、パレードなど東京から脱原発の運動をいっそう強めます。

17、地域社保協の活動強化・充実、東京社保協の体制を強めよう

(1)全地域社保協の体制の確立・強化にむけ、援助・協力を強めます

東京社保協は、島しょを除く23区26市3町1村に地域社保協が結成されて、それぞれの自治体に対する働きかけが行われています。

しかし、事務局会議や役員会議が定例化できずに日常活動が困難になっている地域もあるのが現状です。地域社保協に加盟する各団体・個人が連携を強め、全地域社保協が生きいきと活動できるように援助・協力を強めていきます。また、一自治体、1地域社保協をめざします。

(2)東京社保協の体制強化、運動発展のために

- ① 地域社保協事務局長会議の定期開催をめざし、課題の共有化と意思統一、地域での活動の交流をはかります。
- ② 地域社保協会長会議を第47期も、複数回の開催をめざします。
- ③ 東京社保協常任幹事会の出席率の向上と討議の充実をはかります。また、定例となつたミニ学習を継続します。
- ④ 東京社保協財政の安定的確立を引き続きめざします。
- ⑤ 社保協ニュースを通じて、全都の運動や課題、地域社保協・加盟団体の取り組みの紹介など更なる充実をめざします。引き続き定期発行に努めます。
- ⑥ 東京社保協HPをさらに充実し、情報発信量を増やします。独自カット集を充実させ、地域・加盟団体での活用を広げます。
- ⑦ 自治体アンケートの実施、学習資料の作成で、地域社保協や加盟団体の活動強化をめざします。
- ⑧ 社会保障をめぐる情勢や権利としての社会保障の理論など学習会を適宜開催します。

【第46回東京社保学校】

日時 8月27日(日) 10:00~

会場 けんせつプラザ東京（東京土建本部会館）

(3) 国会議員要請、都知事・都議会会派などへの要請を強めます

1) 国会議員要請を行います

憲法 25 条に基づく、生存権の拡充を求めて、東京出身国会議員、衆参厚生労働委員を中心に、要請・懇談を求めて働きかけを強めます。

今年度前半の重点として、第 193 通常国会での議員要請を中央社保協に結集して引き続き行うとともに、適宜独自行動として取り組みます。また、厚生労働省をはじめとする関係部局への要請行動、各制度のレクチャーなど中央社保協に結集して積極的に参加します。

2) 都知事・都議会会派への要請

都議会は、定例会が年 4 回開かれます。今まで同様開会日には、社保協として都知事あて要請と会派要請に取り組みます。

18、2018年度予算案の特徴

別紙

19、当面に日程(現在決まっている日程、変更もあります)

4月 1 1 日(火)10:00～	立川事件東京都への要請行動
4月 1 2 日(水)10:30～	院内集会・議員要請行動
4月 1 4 日(金)11:00～13:00	介護相談会と宣伝行動 J R 巣鴨駅前
5月 1 4 日(日)11:00～13:00	社保宣伝行動 とげぬき地蔵通り入口
5月 1 8 日(木)	社会保障・社会福祉は国の責任で、憲法 25 条を守る共 同集会(仮称) 日比谷野外音楽堂
6月 2 3 日(金)	都議会議員選挙告示日
7月 2 日(日)	都議会議員投票日
7月 1 8 日～1 9 日(火・水)	中央社保協第 61 回全国総会
8月 2 7 日(日)10:00～16:30	東京社保協第 46 回社保学校 けんせつプラザ東京
9月 7 日～9 日(木～土)	第 45 回中央社保学校

都民のいのちとくらしを守るための日頃からのご尽力に敬意を表します。

医療・介護の充実、子育て施策の拡充など社会福祉に対する都民要求は切実です。福祉、医療、保健、教育、雇用、子育て、高齢者・障害者福祉などを充実し、憲法を尊重する都政運営で安全・安心の東京へ、自治体本来の役割を發揮されますよう以下の事項を要請いたします。

【要請項目】

- 1、食の安全・安心が第1の立場から築地市場の豊洲への移転を中止してください。
- 2、子ども医療費の助成を18歳まで引き上げて下さい。
- 3、区市町村国保における18歳までの子どもの均等割軽減の助成制度を創設し、同時に国保組合加入の子どもの保険料に対する軽減措置も行ってください。
- 4、2014年4月より新たに70歳に到達した方々の医療費窓口負担が2割となりました。東京都として負担増部分を助成する制度を創設してください。
- 5、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の引き下げへ東京都の更なる財政支援をおこなってください。
- 6、児童手当や年金の差押えなど、「差押え禁止債権」にまでおよぶ違法な差押えが頻発しています。都として即刻中止するように全自治体への指導を行ってください。
- 7、都内での放射線量測定箇所を増やし、都内全体を網羅し測定結果を広く公開してください。汚染箇所は、東京都の責任で速やかに除染してください。
- 8、東京都防災計画の基本理念は、自助を強調し「自己責任」を優先させています。東京都の役割と責任を明確にしたものにしてください。
- 9、公共施設の耐震化をすすめると同時に、耐震診断および改修工事の助成制度を全都に拡充してください。
- 10、看護師養成の充実を図るため、看護学校の定員増、学校の増設をしてください。
- 11、シルバーパスを利用できる交通機関を増やしてください。3千円、5千円などの区分を加え、低中所得者が利用しやすいようにしてください。
- 12、介護職員待遇改善のため、介護事業所への人件費補助や研修費補助など東京都の独自の財政支援を行って下さい。
- 13、「障害者権利条約」の批准・発効に相応しく障害者が安心して生活ができるよう東京都独自施策を継続・拡充してください。あわせて都における障害者雇用の促進を図ってください。
- 14、「長期ビジョン」で掲げられた保育園の待機児解消、特別養護老人ホーム増設について、早期に実現し、待機者・児解消を早急に行ってください。
- 15、大気汚染医療費助成制度は「都の負担分を恒久的に維持する」とともに、国に「新しい救済制度」の創設を求める実効ある行動を直ちにおこなってください。
- 16、餓死・孤立死を防ぐため、各自治体の施策を充実させるよう援助し、東京都としての対策を拡充して下さい。

17、生活保護の申請にあたっては、従来通り「口頭での申請」も受付、受付時に要否判定のための資料提出を強要する事がないように関係部署への指導を徹底してください。

18、生活保護基準の引き下げに伴い、特に、就学援助から外された家庭の実態調査を行い、結果を公表するとともに就学援助から外された家庭の救済を行うように自治体への指導、都としての手立てを講じてください。

19、東日本大震災に伴う東京在住の東日本大震災被災者への減免を東京都として継続してください。

【国及び関係機関への要請、意見書提出】

1、子ども医療費助成、国保における子どもの均等割軽減制度を国の制度として創設するよう働きかけてください。(全国知事会を通じての要請だけでなく、都独自にも要望してください)

2、「集団的自衛権」行使を具体化する安全保障関連法（戦争法）を廃止するよう、国に働きかけてください。

3、国民の知る権利を侵害する「特定秘密保護法」の廃棄を国に求めてください。

4、横田基地へのCV22オスプレイ配備に反対してください。

5、「基本合意」を遵守し、「骨格提言」に基づく「障害者総合福祉法」の制定をはかることを引き続き国に要望してください。

6、生活保護制度の削減・改悪をやめるよう国に要望してください。

7、東日本大震災に伴う国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び一部負担金・利用料の減免措置に対する国の財政援助は、8割でなく10割援助に戻すように働きかけてください。

8、「医療・介護総合法」「医療保険制度関連法」の廃棄を国に要望してください。

9、年金を自動的に引き下げる「マクロ経済スライド」の廃止、最低保障年金制度の確立を国に要望してください。

2016年全日本民医連経済的事由による手遅れ死亡事例調査
東京民医連提出事例報告

2017年3月21日
東京民医連SW部会・社保組織部連携会議
文責：杉田大樹

※今回の東京民医連の提出事例はあくまでも全日本民医連に提出した事例です。全日本民医連の基準により該当事例として扱われない可能性がある事例もあることをご了承ください。

概要

【基本情報】

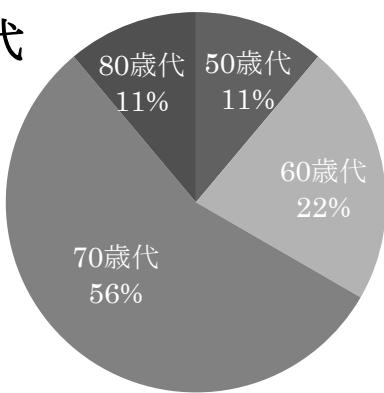
□ 報告事例数

6法人から9事例

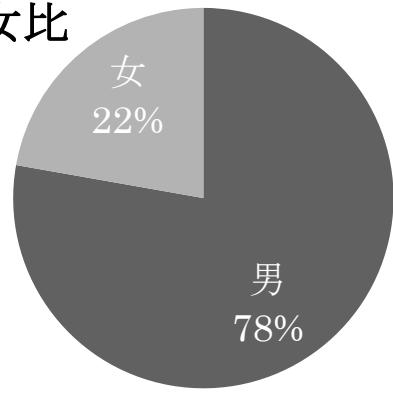
□ 年齢と性別（無地：男性、塗りつぶし：女性）

	健愛会	健和会	城南法人	健友会	東京保健	勤医会1	勤医会2	勤医会3	勤医会4	平均
年齢	73歳	68歳	84歳	70歳	75歳	79歳	54歳	67歳	76歳	72.14

世代



男女比



□ 家族構成と住居

○家族構成

- 独居 ······ 3事例
- 一人親世帯(子が18歳以上) ····· 3事例
- 二世帯・三世帯同居 ······ 2事例
- 友人宅に間借り ······ 1事例

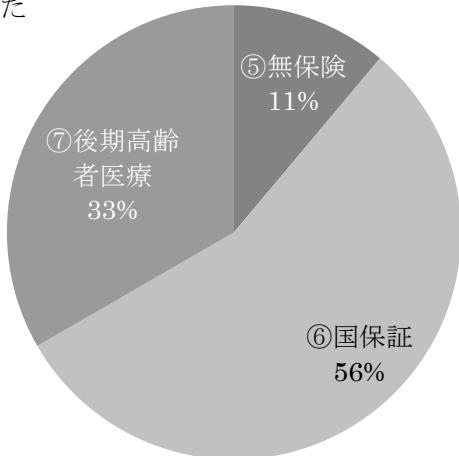
○住居

- 持ち家 ······ 3事例
- 借家・アパート ······ 5事例

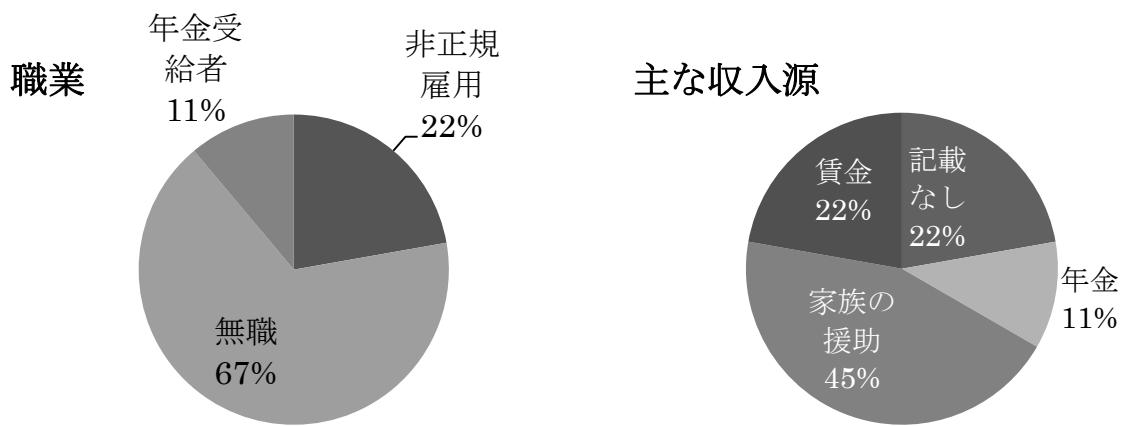
● 定まった住居がない（知人宅）・・・1事例

□ 保健種別

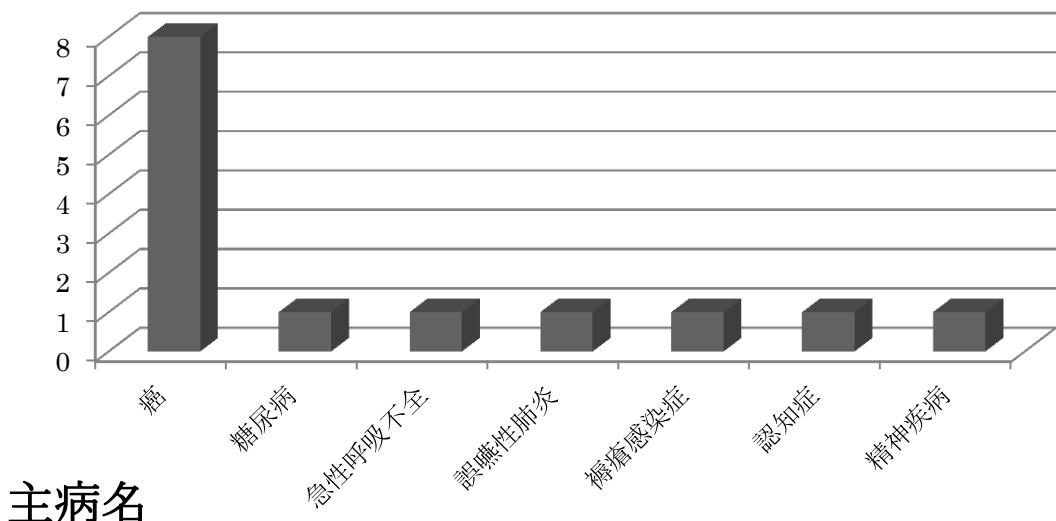
※9割が公的健康保険加入者だった



□ 職業と収入源



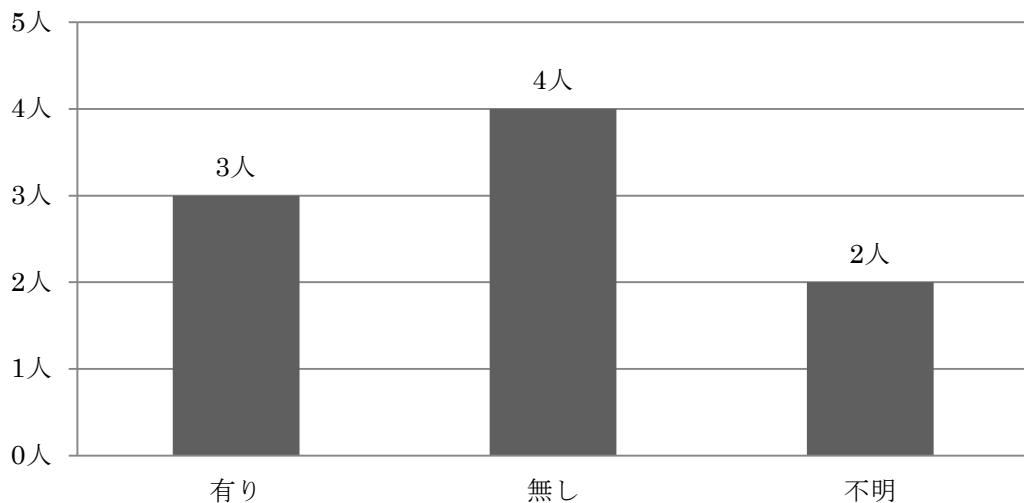
死因となる主な疾病



【何がみえてくるのか】

- 行政の対応を見る二つの視点

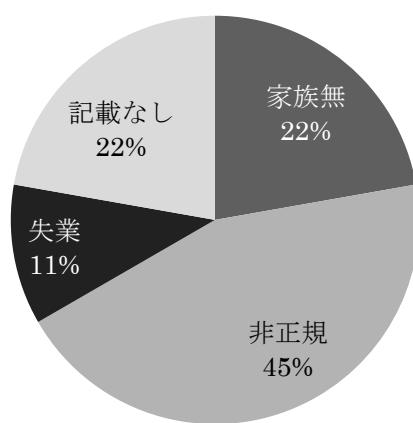
受診以前の自治体への相談経験



- 3割の事例が自治体に相談していた・・・
窓口対応、水際作戦、法整備不足、等々
- 約半分の事例が自治体に相談していなかった・・・
行政の無策、ステイグマ、権利教育の不足、自己責任論、等々

- 雇用問題

家族の雇用形態



【事例が問い合わせてくるもの】

- 「困れない」

死ぬまで頑張る背景

- 自己責任論にすがる、「困れない」頑張っている人たち
- 自己責任論に甘える行政
- 自己責任論を作る立法機関
- 『貧困の真の姿』その暴力性

以上

《東京社保協第46期活動日誌》

2016年3月～2017年3月

3月

- 1日(火)13:00～ 3.1ビキニデー
- 2日(水)09:30～ 年金引き下げ違憲訴訟第2回口頭弁論、地裁前宣伝、報告集会
12:15～ 国会前集会
14:00～ 中央社保協第8回運営委員会・厚労省交渉
- 4日(金)13:00～ 熊本、青森生存権裁判に対する不当決定に対する抗議集会
15:00～ 社会保障誌編集委員会
- 6日(日)14:00～ 講演集会「立憲主義回復への道のり 戦争法廃止に向けた労働組合の役割」
- 8日(火)12:00～ 憲法東京共同センター新宿駅西口宣伝
- 12日(土) 府中社保協総会・学習会
14:00～ 多摩市国保をよくする会学習会
- 14日(月)10:00～ オリパラ都民の会第27回運営委員会
- 15日(火)12:30～ オール大塚・大塚駅北口宣伝
- 16日(水)10:30～ 院内集会・議員要請（中央・東京社保協、東京土建共催）
12:15～ 国会前集会
- 19日(土)13:00～ 19日を忘れない「日比谷野音集会」
- 20日(日)10:00～ 東京社保協第46回総会
- 21日(月)10:00～ 神奈川社保学校
- 22日(火)18:30～ 江東社保協総会
- 23日(水)18:30～ 台東社保協総会
- 24日(木)16:30～ 都民生活要求大行動実行委員会事務局と都産労局との打合せ
- 25日(金)13:00～ 「朝日健二さんを語る会」事務局会議
- 26日(土)11:30～ 原発のない未来を！3.26全国大集会
18:20～ 東京保険医協会総会記念懇親会
- 27日(日)10:00～ 東京土建世田谷支部こぶしの会総会・学習会
- 28日(月)16:00～ 中央社保協代表委員会
18:30～ 中央社保協第2回組織財政検討委員会
- 29日(火)15:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議
18:30～ 戦争法発動反対！戦争する国許さない3.29閣議決定抗議！国会正面前大集会（東京共同センターは南庭前）
- 30日(水)10:30～ 都民連第6回世話人会
14:30～ TPP国会前座り込み
- 31日(木)18:30～ 新生存権裁判準備会

4月

- 4日(月)13:30～ オリパラ都民の会運営委員会
5日(火)16:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議

6日(水)12:15～ 国会前集会
14:00～ 中央社保協第9回運営委員会
8日(金)15:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会代表委員会
9日(土)14:00～ 朝日健二さんを語る会
11日(月)11:30～ 医療介護大運動・池袋駅東口宣伝
12日(火)16:00～ 生存権東京連絡会とはっさく応援団との懇談
14日(木)10:00～ 第11回東京自治研第3回基調報告起草委員会
12:00～ 中央社保協との合同・巣鴨駅前宣伝
15:00～ 社会保障誌編集委員会
16日(土)13:00～ 福祉国家構想研究会公開研究会「安倍政権に対抗する道」
13:30～ オリパラ都民の会第6回提言討論会
18日(月)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会第5回幹事会
19日(火)12:00～ オール大塚・池袋駅東口宣伝
18:30～ 19日を忘れない国会議員会館前集会
20日(水)10:00～ 中央社保協院内集会
12:15～ 国会前集会
13:30～ 介護で院内集会・厚労省要請
18:30～ 第11回東京地方自治研究集会第3回実行委員会
21日(木)12:00～ TPP院内集会
16:30～ 中央社保協代表委員会
18:30～ 中央社保協第3回組織財政検討委員会
23日(土)13:00～ シンポジウム「私たちが求める医療・介護」
24日(日)13:00～ 障都連総会
27日(水)18:00～ マイナンバー制度反対連絡会代表者会議
28日(木)13:30～ 東京社保協第1回常任幹事会
30日(土)13:00～ 西東京社保協総会・学習会

5月

1日(日)10:00～ 医療介護大運動原宿駅前宣伝
11:00～ 中央メーデー
3日(火)12:00～ 明日を決めるのは私たち平和といのちと人権を！5.3憲法集会
9日(月)15:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議
10日(火)13:30～ オリパラ都民の会運営委員会
11日(水)12:15～ 国会前集会
14:00～ 中央社保協第10回運営委員会
12日(木)13:00～ 社会保障・社会福祉は国の責任で・憲法25条を守る共同集会
※3,500人を超える参加
13日(金)10:30～ 都民連世話人会
15:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会代表委員会
14日(土)11:00～ 医療介護大運動巣鴨地蔵通り入口宣伝（中央社保協と共に）
16日(月)14:00～ 生保引き下げ違憲裁判第1回口頭弁論

19日(日)10:00～ 西多摩社保協第16回総会
13:30～ 板橋社保協第55回総会
21日(火)15:00～ 都民連代表委員会
22日(水) 参議院選挙公示日
11:00～ 年金訴訟第3回口頭弁論
23日(木)13:30～ 東京社保協第3回常任幹事会
24日(金)12:45～ 都民生活要求大行動実行委員会・都との打合せ
28日(火)17:00～ 中央社保協代表委員会
30日(木)18:30～ 調布社保協総会

7月

5日(火)13:30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
10日(日) 参議院選挙投開票日
12日(火)17:00～ 中央社保協代表委員会
13日(水)10:00～ 都民生活要求大行動実行委員会第2回会議
14:00～ 中央社保協第12回運営委員会
14日(木) 東京都知事選挙告示
15日(金)10:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議
11:00～ 中央社保協会計監査
20日(水)12:00～ 消費税廃止東京各界連大塚駅前宣伝
13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
21日(木)15:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会代表委員会
23日(土)15:00～ 東京民医連『手遅れ死亡事例』調査報告集会
24日(日)09:30～ 東京土建練馬支部活動者会議
25日(月)11:00～ 中央社保協第60回総会
25日～27日(月～水) 医労連大会
28日(木)13:30～ 東京社保協第4回常任幹事会
18:30～ 小平社保協第17回総会
28日～30日(木～土) 全労連大会
31日(日) 東京都知事選挙投開票

8月

2日(火)13:30～ オリパラ都民の会第31回運営委員会
15:30～ 都民連第9回世話人会
18:00～ 立川事件調査団準備会議
4日～6日(木～土) 原水禁世界大会
5日(金)10:00～ 第11回東京自治研基調報告起草委員会
18:30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
9日(火)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会幹事会
17日(水)15:00～ 社会保障誌編集委員会
19日(金)15:00～ 医療介護・福祉を実現する実行委員会
20日～21日(土・日) 日本母親大会(石川県金沢市)

10月

- 1日(土)13:30～ 介護フォーラム
3日(月)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会第8回幹事会
18:00～ 中央社保協第2回代表委員会
5日(水)12:00～ 第192臨時国会開会日行動
6日～8日(木～土) 第44回中央社保学校(高知)
6日(木)14:00～ 医療介護福祉を実現する実行委員会
6日～11日(木～火) 都議会常任委員会
11日(火)12:00～ 消費税廃止東京連絡会大塚駅前宣伝
13:45～ 消費税廃止東京連絡会事務局会議
12日(水)13:00～ 中央社保協第2回運営委員会
13日(木)10:00～ 第11回東京自治研基調報告起草委員会
18:30～ 中野社保協2016年度総会
14日(金)12:30～ 2016年金一揆
15日(土)12:00～ TPPを批准させない中央行動
16日(日)10:00～ 第45回東京社保学校
17日(月)18:30～ 第11回東京自治研第5回実行委員会
18～19日(火・水) 国会前座り込み行動
19日(水)12:00～ 国会行動
18:30～ 戦争させない・9条壊すな!総がかり行動
18:30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
20日(木)13:00～ 憲法・いのち・社会保障まもる10.20国民集会
21日(金)13:30～ 都民連第2回世話人会
22日(土)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会第10回総会
25日(火)17:30～ 中央社保協第3回代表委員会
27日(木)13:30～ 東京社保協第7回常任幹事会
31日(月)10:00～ 都民生活要求大行動実行委員会第4回実行委員会
14:30～ 第11回東京自治研基調報告起草委員会

11月

- 1日(火)18:30～ 立川事件調査団
2日(水)12:15～ 国会行動
13:00～ 中央社保協専門部会
4日(金)12:00～ 安全・安心の医療・介護大運動巢鴨駅前宣伝
14:00～ 町田・国保医療をよくする市民の会学習会
5日(土)13:00～ 中央社保協「国保都道府県単位化対策会議」
13:30～ こまえ社保協第4回総会
13:30～ 横浜市地域から介護をよくするネットワーク
14:00～ 練馬社保協第16回総会
6日(日)10:00～ 都生連第54回大会
12:00～ 介護保険の改悪を許さない全国学習交流集会

7日(月)10:00～ 東京土建独自国会行動学習会
10:00～ 兵庫生存権裁判最高裁判所不当決定抗議集会
11:30～ いのちのとりで裁判、全国アクション設立総会
13:30～ いのちのとりで裁判、全国アクション記念集会
13:30～ オリパラ都民の会第34回運営委員会

10日(木)10:30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
15:00～ 中央社保協社会保障誌編集委員会

11日(金)10:00～ 介護・認知症なんでも電話相談
15:00～ 東京退職者の会連絡会総会
18:30～ 新生存権裁判打合せ

12日(土)10:00～ 西東京社保協幹事会学習会

14日(月)09:30～ 都民生活要求大行動実行委員会対都要請行動

15日(火)12:00～ 消費税廃止東京各界連大塚駅前宣伝
13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議

16日(水)10:30～ 東京社保協独自国会行動（中央社保協・全日本民医連共催）
12:15～ 国会行動

17日(木)19:00～ 練馬民商マイナンバー学習会

18日(金)12:00～ 「年金カット法案撤回」国会前座り込み

19日(土)13:30～ オリンピック提言討論会（第11回東京自治研プレ企画）

21日(月)10:30～ 「無料国保・医療なんでも電話相談～滞納差押え110」実委
13:30～ 都民連第3回世話人会

23日(祝)10:00～ 地域医療を守る運動全国交流集会
13:30～ オスプレイを東京・横田基地に配備させない11.23大集会

24日(木)13:30～ 東京社保協第8回常任幹事会
18:30～ 品川社保協総会・学習会

25日(金)12:15～ 国会前座り込み
14:45～ オリパラ都民の会・都要請行動
18:30～ マイナンバー制度反対連絡会学習会

26日(土)13:30～ 八王子社保協「国保」学習会

27日(日)13:30～ 西練馬日本共産党後援会学習会

28日(月)14:00～ 私たちが求める医療介護を実現する東京実行委員会

29日(火)10:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議
14:00～ こまえ社保協医療介護大運動学習会

30日(水)12:15～ 国会前座り込み

12月

1日(木)11:30～ 都知事要請行動
12:15～ 都議会第4回定例会開会日行動昼集会
18:30～ 中央社保協第4回代表委員会

2日(金)10:00～ 都民生活要求大行動実行委員会第5回実行委員会（総括）

7日(水)10:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会代表委員会

13：00～ 中央社保協第3回運営委員会
16：00～ 新裁判準備会
8日(木)11：00～ 中央社保協・安全・安心の医療・介護大運動全国交流集会
10日(土)09：50～ 2016年東京母親大会
13：30～ C U東京1000人突破記念集会
11日(日)09：30～ 第11回東京地方自治研究集会
12日(月)13：30～ 都生連三多摩ブロック会議での新裁判訴え
14日(水)18：30～ 第11回東京地方自治研究集会実行委員会（総括）
15日(木) 都議会第4回定例会閉会
14日～16日（水～金）都老協・日本高連共催、厚労省前座り込み 77人参加
17日(土) 第192臨時国会閉会
19日(月)11：00～ 生活保護基準引き下げ違憲・国賠訴訟第3回口頭弁論
13：30～ オリパラ都民の会運営委員会
20日(火)10：00～ 中央社保協、国保・税金差押えホットライン
15：00～ 都民連第4回世話人会
18：00～ 立川事件調査団
22日(木)13：30～ 東京社保協第46期第9回常任幹事会
25日～26日（日・月） 中央社保協関東甲ブロック事務局長会議
28日(水) 仕事納め

2017年1月

5日(木) 仕事始め
6日(金)18：30～ 東京地評旗びらき
7日(土)18：30～ 東京医労連旗びらき
11日(水)13：00～ 中央社保協第5回運営委員会
18：30～ 東京自治労連新春旗びらき
12日(木)10：00～ 私たちの求める医療・介護・福祉の実現を求める東京実行委員会
18：30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
13日(金)10：30～ 「無料国保・医療なんでも電話相談～滞納差押え110番」実委
13：30～ 第36回オリパラ都民の会運営委員会
18：30～ 東京私教連新春旗びらき
15日(日)14：00～ 東京土建結成70周年記念式典・レセプション
16日(月)18：30～ 福保労東京地本旗びらき
17日(火)12：00～ 消費税廃止東京各界連絡会大塚駅前宣伝
13：45～ 消費税廃止東京各界連絡会事務局会議
15：30～ 新裁判準備打合せ
18日(水)15：00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議
20日(金) 第193通常国会開会日
22日(日)12：30～ 介護をよくする東京の会総会・学習会
24日(火)12：00～ 医療・介護大運動新宿駅前宣伝
13：30～ 生存権裁判を支える東京連絡会第1回幹事会

	18 : 30～	中央区労協2017年新春交流の集い
2 6 日 (木)	13 : 30～	東京社保協第10回常任幹事会
2月		
1 日 (水)		生活保護返還金決定処分等取消請求事件判決
	12 : 15～	定例国会前昼集会
	13 : 30～	中央社保協第6回運営委員会
3 日 (金)	13 : 30～	都民連「2017年度東京予算原案学習会」
	14 : 30～	都民連第5回世話人会
5 日 (日)	13 : 00～	学習会「地域医療構想で、医療、介護はどうなるか?」
7 日 (火)	10 : 20～	23区区長会事務局へ要請
8 日 (水)	11 : 00～	中央社保協2016年度全国代表者会議
	15 : 20～	請願署名提出行動
9 日 (木)	10 : 00～	私たちが求める医療と介護、福祉を実現する東京実行委員会
	18 : 00～	三医研「介護学習会」
	18 : 30～	葛飾社保協第22回総会
1 1 日 (土)	10 : 00～	第50回都民集会
	14 : 00～	羽鳥中野区議「新春区政報告会」・学習会
	18 : 00～	第50回都民集会記念レセプション
1 3 日 (月)	14 : 00～	生存権裁判を支援する全国連絡会第4回代表委員会
	17 : 30～	中央社保協第7回代表委員会
1 4 日 (火)	12 : 00～	医療・介護大運動巣鴨駅前宣伝
	15 : 00～	中央社保協社会保障誌編集委員会
1 5 日 (水)	12 : 15～	定例国会前昼集会
	13 : 30～	議員要請行動
1 7 日 (金)	10 : 00～	オリパラ都民の会運営委員会
	13 : 00～	都議会厚生委員会傍聴
	15 : 00～	国保・医療なんでも電話相談会相談員研修会 同第3回実行委員会
1 8 日 (土)	10 : 30～	豊洲市場移転中止・署名を集めよう！大デモンストレーション
	13 : 30～	府中社保協総会
1 9 日 (日)	13 : 30～	総がかり行動－格差・貧困にノー!!みんなが尊重される社会を!
2 0 日 (月)	14 : 00～	地域包括ケアシステム厚労省レク
	19 : 00～	介護をよくする東京の会第1回事務局会議
2 1 日 (火)	12 : 00～	消費税廃止東京各界連大塚駅前宣伝
	13 : 45～	消費税廃止東京各界連事務局会議
2 2 日 (水)	11 : 30～	負担増・給付減の介護保険「見直し」反対!実効ある処遇改善を 求める院内集会
	11 : 30～	都知事要請行動
	12 : 15～	2017年都議会第1回定例会開会日行動
2 3 日 (木)	13 : 30～	東京社保協第11回常任幹事会

- 26日(日)09:00～ オリパラ都民の会「競技施設視察ツアーア」
10:00～ 無料「国保・医療なんでも電話相談会～滞納差押え110番」
27日(月)17:00～ 生存権裁判を支える東京連絡会総括打合せ
18:30～ 立川生活保護廃止自殺事件調査団会議

3月

- 1日(水)12:15～ 定例国会前昼集会
13:30～ 中央社保協運営委員会
14:00～ 東京高齢期運動連絡会第25回総会
3日(金)14:00～ 東京社保協会計監査
4日(土)10:00～ 東京土建葛飾支部建長会総会・学習会
15:30～ 東京社保協「地域社保協会長会議(交流会)」
14:00～ 大阪社保協第27回総会
8日(水)18:30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
10日(金)10:00～ 国保・医療なんでも電話相談会第4回実行委員会(総括)
15:00～ あかつき印刷創立70周年祝賀会
11日(土)10:00～ 東京自治労連第29回大会
14日(火)12:00～ 医療・介護大運動巣鴨駅前宣伝
12:00～ 消費税廃止東京各界連大塚駅宣伝
13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
14:00～ 新生存権裁判準備会
15日(水)12:15～ 定例国会前昼集会
14:00～ 東京社保協第2回23区地域社保協事務局長会議
16日(木)14:00～ 東京社保協第2回多摩地域社保協事務局長会議
18日(土)10:00～ 新日本スポーツ連盟東京都連盟第50回総会
19日～20日(日・月) 東京土建本部第70回大会
21日(火)18:00～ 大田区社保協年次総会
23日(木)13:30～ 東京社保協第12回常任幹事会
24日(金)10:00～ オリパラ都民の会第39回運営委員会
17:00～ 中央社保協代表委
25日(土)18:20～ 東京保険医協会第95回総会記念懇親会
29日(水)12:15～ 定例国会前昼集会
30日(木)10:00～ 東京社保協第47回総会